

## 和歌山地方最低賃金審議会（第1回）資料目次

- 1 第57期和歌山地方最低賃金審議会委員名簿
- 2 和歌山地方最低賃金審議会運営規程
- 3 和歌山地方最低賃金審議会傍聴要領
- 4 令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
- 5 最低賃金の改定状況（和歌山労働局）
- 6 和歌山県の最低賃金額の推移
- 7 ハローワーク和歌山 職業別求人賃金（常用的パート）
- 8 和歌山県の経済動向について（和歌山県 HP より）
- 9 和歌山県内経済情勢報告（近畿財務局和歌山財務事務所 HP より）
- 10 「賃上げ」支援助成金パッケージ（厚生労働省）
- 11 令和7年度 業務改善助成金のご案内
- 12 経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）〈抜粋〉
- 13 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日）〈抜粋〉
- 14 最低賃金に関する要望について（紀州有田商工会議所）
- 15 和歌山地方最低賃金審議会小委員会運営規程（改正案）

別綴 諮問文

## 第57期和歌山地方最低賃金審議会委員名簿

令和7年6月27日現在

区分	氏名	所属又は職業
公益代表	石川 栄司	弁護士
	岡田 真理子	和歌山大学経済学部
	廣谷 行敏	弁護士
	本庄 麻美子	和歌山大学経済学部
	和中 修二	公認会計士
労働者代表	北道 剛士	JEC連合和歌山地方連絡会
	芝池 雅生	UAゼンセン和歌山県支部
	濱地 正由	日本労働組合総連合会和歌山県連合会
	久富 康平	日本製鉄和歌山労働組合
	山本 直子	和歌山染工労働組合
使用者代表	河野 真也	和歌山県中小企業団体中央会
	児玉 征也	和歌山県経営者協会
	田中 一壽	和歌山商工会議所
	畑下 裕子	コアラ保険パートナーズ株式会社
	船富 由紀	和歌山県商工会連合会

[50音順]

## 和歌山地方最低賃金審議会運営規程

制定 昭和34年 7月15日

改正 平成 8年 3月29日

改正 平成 9年12月 2日

改正 平成13年 5月10日

改正 平成20年 6月13日

改正 令和 3年 6月24日

### (規程の目的)

第1条 この規程は、和歌山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に  
関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項につい  
て定めるものである。

### (会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたときのほか、和歌  
山労働局長(以下「局長」という。)又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、  
使用者代表委員及び公益代表委員各1名以上を含む3人以上の委員から開催の  
請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付  
議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなけ  
ればならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少  
なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局  
長に通知するものとする。

### (小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目  
にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

### (委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信  
により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをい  
う。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することがで  
きる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第  
5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会  
長に適当な方法で通知するものとする。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

#### (会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

#### (会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

#### (議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

#### (意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において最低賃金法、最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書をその都度局長に送付するものとする。

#### (小委員会の運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

#### (規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

#### (附 則)

この規程は令和3年6月24日から適用する。

## 和歌山地方最低賃金審議会傍聴要領

和歌山地方最低賃金審議会運営規程第 6 条及び同審議会専門部会運営規程第 5 条に基づく審議会及び専門部会（以下「会議」という。）の公開についての具体的な取扱いは、下記のとおりとする。

なお、この傍聴要領は令和元年 7 月 8 日から実施する。

### 記

#### 1 公開する会議

公開する会議は、開催決定後、別紙 1 の様式により和歌山労働局掲示板に掲示する。

#### 2 傍聴の申込み及び可否

(1) 傍聴の申込みは、別紙 1 の様式に記載する募集要領により行い、定員を超えた場合は抽選とする。

(2) 傍聴の可否は、申込締切後、申込締切当日の午後 5 時までに、連絡先あてに電話連絡する。

連絡が取れない場合は、申込みがなかったものとみなす。

#### 3 傍聴人

(1) 傍聴人は、上記 2 において許可された者のうち、会議当日の会場で、会議の開始前に本人確認等受付を済ませた者とする。

本人確認は、健康保険証、運転免許証等により行う。

受付を済ませていない者の傍聴は認めない。

(2) 傍聴の遵守事項は、受付時に別紙 2 の「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を手交し、これを説明する。

(3) 傍聴人が遵守事項に反している場合にあつては、遵守事項を再度説明のうえ、その行為をやめさせるか、局長又は審議会長若しくは専門部会長から別紙 3 及び 4 の退去要求を行う。

(会議名)の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。

会議の傍聴を希望される方は、下記の募集要領によりお申込みください。

**なお、(会長又は部会長)の判断(例えば金額審議等)で会議の一部を非公開とする場合があります。その場合は会場から退出をお願いしますので、あらかじめ御了承ください。**

(ほかに特記事項があれば記載)

記

1 日時 令和 年 月 日 ( ) 午前(後) 時 分から

(ほかに特記事項があれば記載)

2 場所 会場名

所在地

3 議題 (主な議題を記載) など

4 傍聴定員 名(定員を超えた場合は抽選となりますので、あらかじめ御了承ください。)

5 募集要領

(1) 傍聴希望者は、希望者ごとに傍聴を希望する会議開催日の前日(前日が閉庁日の場合は直前の開庁日)午後3時までに、以下のいずれかの申込方法により、傍聴を希望する会議の開催日 住所、氏名 電話番号等(確実に連絡が取れる連絡先)を以下の申込先にお申込みください。

なお、傍聴にあたり配慮が必要な場合は、その旨をお申出ください。

また、介助者等を同伴される場合は併せてお申出ください。

ア 電話でのお申込み

イ はがき、封書、電子メールでのお申込み

ウ 和歌山労働局労働基準部賃金室窓口でのお申込み

申込先 〒640-8581

和歌山市黒田二丁目3番3号

和歌山労働局労働基準部賃金室

tel ; 073(488)1152 e-mail ; chinginshitsu-wakayamakyoku@mhlw.go.jp

(2) 傍聴の可否については、申込締切当日の午後3時以降、午後5時までの間に当室から電話連絡しますので、この時間帯は必ず連絡が取れるよう御協力をお願いします。

連絡が取れない場合には、申込みがなかったものとさせていただきますので、御留意ください。

(3) 当日は、都合により会議開始時刻を早める場合がありますので、傍聴される方は以下の受付時間に本人確認等受付を済ませ、会場に入室してください。

受付開始 会議開始時刻の30分前から

受付終了 会議開始時刻の15分前まで

本人確認は、健康保険証、運転免許証等により行いますので、忘れずにお持ちください。

受付を済ませていない方の傍聴は認められませんので御注意ください。

6 その他

(1) 会場の駐車スペースが限られますので、お越しの際はできるだけ公共交通機関等を御利用いただくよう御協力をお願いします。

(2) 傍聴される際には、受付で当日配付する「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守し、係員の指示に従ってください。

## 傍聴に当たっての遵守事項

- 1 指示された座席に着き、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等は必ず電源を切るかマナーモードに設定し傍聴してください。
- 4 各種カメラ、ICレコーダー等による写真・動画撮影、録音等を行うことはできません。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明したり拍手を行うことはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 10 その他、局長、会長、部会長及び係員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う方については、主催者はその方を退場させる場合があります。

和歌山地方最低賃金審議会

## 退 去 要 求

(審議会又は専門部会)の妨げとなる行為をしておられる方に要求します。

あなたの行為は、(審議会又は専門部会)の秩序を乱し、議事の進行を妨げるものです。

速やかに会場外に退去してください。

令和 年 月 日 時 分

主催者

(審議会又は専門部会)

(局長又は会長若しくは部会長)

## 退 去 要 求

(審議会又は専門部会)の傍聴の申出がなく入場を希望  
しておられる方に要求します。

あなたの行為は、(審議会又は専門部会)の秩序と静穏  
を害し、議事の進行を妨げるものです。

速やかに会場外に退去してください。

令和 年 月 日 時 分

主催者

(審議会又は専門部会)

(局長又は会長若しくは部会長)

## 令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(金)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月2日(土)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月3日(日)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月4日(月)		8月19日(火)		8月29日(金)		9月28日(日)
8月5日(火)		8月20日(水)		9月1日(月)		10月1日(水)
8月6日(水)		8月21日(木)		9月2日(火)		10月2日(木)
8月7日(木)		8月22日(金)		9月3日(水)		10月3日(金)
8月8日(金)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月9日(土)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月10日(日)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月11日(月)		8月26日(火)		9月5日(金)		10月5日(日)
8月12日(火)		8月27日(水)		9月8日(月)		10月8日(水)
8月13日(水)		8月28日(木)		9月9日(火)		10月9日(木)
8月14日(木)		8月29日(金)		9月10日(水)		10月10日(金)
8月15日(金)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月16日(土)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月17日(日)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月18日(月)		9月2日(火)		9月12日(金)		10月12日(日)
8月19日(火)		9月3日(水)		9月16日(火)		10月16日(木)
8月20日(水)		9月4日(木)		9月17日(水)		10月17日(金)
8月21日(木)		9月5日(金)		9月18日(木)		10月18日(土)
8月22日(金)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月23日(土)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月24日(日)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月25日(月)		9月9日(火)		9月22日(月)		10月22日(水)
8月26日(火)		9月10日(水)		9月24日(水)		10月24日(金)
8月27日(水)		9月11日(木)		9月25日(木)		10月25日(土)
8月28日(木)		9月12日(金)		9月26日(金)		10月26日(日)
8月29日(金)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月30日(土)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月31日(日)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月1日(月)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月30日(火)		10月30日(木)
9月3日(水)		9月18日(木)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月4日(木)		9月19日(金)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月5日(金)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)

## 令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月6日(土)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月7日(日)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月8日(月)		9月24日(水)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月9日(火)		9月24日(水)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月10日(水)		9月25日(木)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月11日(木)		9月26日(金)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月12日(金)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月13日(土)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月14日(日)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月27日(月)		11月26日(水)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月28日(火)		11月27日(木)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月3日(金)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月4日(土)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月5日(日)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月6日(月)		10月21日(火)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月7日(火)		10月22日(水)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月8日(水)		10月23日(木)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月9日(木)		10月24日(金)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月10日(金)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月11日(土)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月12日(日)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)

## 最低賃金の改正決定の状況

和歌山労働局

年度	令和元年				令和2年			
	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
和歌山県 最低賃金	830	27	3.36	1.10.1	831	1	0.12	2.10.1
鉄鋼業	948 (1.14)	27	2.93	1.12.30	949 (1.14)	1	0.11	2.12.30
百貨店, 総合スーパー	850 (1.02)	20	2.41	1.12.30	851 (1.02)	1	0.12	3.2.11

年度	令和3年				令和4年			
	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
和歌山県 最低賃金	859	28	3.37	3.10.1	889	30	3.49	4.10.1
鉄鋼業	977 (1.14)	28	2.95	3.12.30	1,008 (1.13)	31	3.17	4.12.30
百貨店, 総合スーパー	869 (1.01)	18	2.12	3.12.30	-	-	-	-

年度	令和5年				令和6年			
	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
和歌山県 最低賃金	929	40	4.50	5.10.1	980	51	5.49	6.10.1
鉄鋼業	1,050 (1.13)	42	4.17	5.12.30	1,103 (1.13)	53	5.05	6.12.30
百貨店, 総合スーパー	-	-	-	-	-	-	-	-

特定最賃の( )内は、県最賃との比率(小数点第3位四捨五入)

## 和歌山県の最低賃金額の推移

和歌山県最低賃金				和歌山県鉄鋼業最低賃金			和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金		
発効年度	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日
昭和47年	1,060	133	48. 1. 20 和歌山市以外 48. 3. 1						
昭和48年	1,250	157	49. 3. 30						
昭和49年	1,640	205	50. 2. 27						
昭和50年	1,896	237	51. 2. 27						
昭和51年	2,080	260	51. 11. 13						
昭和52年	2,281	286	52. 10. 31						
昭和53年	2,426	304	53. 10. 9						
昭和54年	2,576	322	54. 10. 6						
昭和55年	2,755	345	55. 10. 18						
昭和56年	2,930	367	56. 10. 10						
昭和57年	3,087	386	57. 10. 6						
昭和58年	3,185	399	58. 10. 6						
昭和59年	3,283	411	59. 10. 5						
昭和60年	3,401	426	60. 10. 3						
昭和61年	3,503	438	61. 10. 1						
昭和62年	3,580	448	62. 10. 1						
昭和63年	3,687	461	63. 10. 1						
平成 元年	3,837	480	1. 10. 1	4,327	541	2. 3. 25			
平成 2年	4,022	503	2. 10. 1	4,565	571	2. 12. 26	4,192	524	2. 5. 19
							4,424	553	3. 3. 16
平成 3年	4,218	528	3. 10. 1	4,839	605	3. 12. 30	4,674	585	3. 12. 30
平成 4年	4,394	550	4. 10. 1	5,054	632	4. 12. 30	4,880	610	4. 12. 30
平成 5年	4,529	569	5. 10. 1	5,214	652	5. 12. 30	5,040	630	5. 12. 30
平成 6年	4,637	582	6. 10. 1	5,348	669	6. 12. 30	5,168	647	6. 12. 30
平成 7年	4,743	594	7. 10. 1	5,470	683	7. 12. 30	5,280	661	7. 12. 30
平成 8年	4,842	606	8. 10. 1	5,584	697	8. 12. 30	5,399	676	8. 12. 30
平成 9年	4,948	619	9. 10. 1	5,706	712	9. 12. 30	5,519	691	9. 12. 30
平成10年	5,037	630	10. 10. 1	5,800	725	10. 12. 30	5,613	704	10. 12. 30
平成11年	5,082	635	11. 10. 1	5,850	732	11. 12. 30	5,663	710	11. 12. 30
平成12年	5,122	641	12. 10. 1	5,896	738	12. 12. 30	5,707	716	12. 12. 30
平成13年	5,157	645	13. 10. 1	5,931	742	13. 12. 30	5,742	720	13. 12. 30
平成14年		645	14. 10. 1	5,937	743	14. 12. 30		721	14. 12. 30
平成15年		645	14. 10. 1		744	15. 12. 30		721	14. 12. 30
平成16年		645	14. 10. 1		747	16. 12. 30		721	14. 12. 30
平成17年		649	17. 10. 1		752	17. 12. 30		723	17. 12. 30
平成18年		652	18. 10. 1		757	18. 12. 30		727	18. 12. 30
平成19年		662	19. 10. 20		769	19. 12. 30		732	19. 12. 30
平成20年		673	20. 10. 31		782	20. 12. 30		738	20. 12. 30
平成21年		674	21. 10. 31		785	21. 12. 30		739	21. 12. 30
平成22年		684	22. 10. 29		793	22. 12. 30		741	22. 12. 30
平成23年		685	23. 10. 13		799	23. 12. 30		743	24. 1. 6
平成24年		690	24. 10. 1		805	24. 12. 30		747	24. 12. 30
平成25年		701	25. 10. 19		818	25. 12. 30		754	25. 12. 30
平成26年		715	26. 10. 17		834	26. 12. 30		765	26. 12. 30
平成27年		731	27. 10. 2		849	27. 12. 31		780	28. 1. 3
平成28年		753	28. 10. 1		871	28. 12. 30		799	28. 12. 30
平成29年		777	29. 10. 1		895	29. 12. 30		810	29. 12. 30
平成30年		803	30. 10. 1		921	30. 12. 30		830	30. 12. 30
令和 元年		830	1. 10. 1		948	1. 12. 30		850	1. 12. 30
令和 2年		831	2. 10. 1		949	2. 12. 30		851	3. 2. 11
令和 3年		859	3. 10. 1		977	3. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 4年		889	4. 10. 1		1,008	4. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 5年		929	5. 10. 1		1,050	5. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 6年		980	6. 10. 1		1,103	6. 12. 30		869	3. 12. 30

## 職業別求人賃金(常用的パート)

令和7年

(単位:円)

	令和7年1月		令和7年2月		令和7年3月		令和7年4月	
	上限平均	下限平均	上限平均	下限平均	上限平均	下限平均	上限平均	下限平均
<b>職業計</b>	1,243	1,133	1,230	1,126	1,286	1,156	1,225	1,105
<b>管理的職業</b>	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>専門的・技術的職業</b>	1,588	1,392	1,611	1,407	1,789	1,509	1,559	1,351
開発技術者	-	-	-	-	-	-	-	-
製造技術者	-	-	-	-	-	-	-	-
建築・土木技術者等	-	-	1,800	1,100	-	-	-	-
情報処理・通信技術者	-	-	-	-	1,300	1,100	-	-
その他の技術者	-	-	-	-	-	-	-	-
医師、薬剤師等	2,200	2,100	-	-	2,362	2,090	2,150	2,000
保健師、助産師等	1,782	1,554	1,725	1,567	1,855	1,700	1,714	1,493
医療技術者	1,730	1,389	1,755	1,480	1,731	1,542	1,726	1,353
その他の保健医療	1,397	1,197	1,433	1,262	1,254	1,194	1,301	1,173
社会福祉の専門的職業	1,362	1,254	1,341	1,162	1,407	1,250	1,299	1,184
美術家、デザイナー等	1,233	993	-	-	1,100	1,100	-	-
その他の専門的職業	1,510	1,337	2,127	1,652	2,533	1,502	1,458	1,278
<b>事務的職業</b>	1,173	1,078	1,244	1,123	1,209	1,091	1,148	1,032
一般事務員	1,171	1,079	1,232	1,136	1,189	1,094	1,126	1,026
会計事務員	1,271	1,106	1,520	1,220	1,296	1,129	1,229	1,076
生産関連事務員	1,000	1,000	1,094	1,020	1,004	991	1,000	1,000
営業・販売関連事務員	1,150	1,150	1,340	1,000	1,733	1,033	1,285	1,061
外勤事務員	-	-	1,000	980	-	-	-	-
運輸・郵便事務	1,250	1,000	-	-	-	-	1,500	1,000
事務用機器操作員	-	-	1,035	1,035	1,500	1,045	-	-
<b>販売の職業</b>	1,163	1,088	1,185	1,121	1,132	1,086	1,137	1,061
商品販売の職業	1,180	1,104	1,188	1,123	1,144	1,100	1,144	1,068
販売類似の職業	1,014	987	-	-	1,017	992	1,011	991
営業の職業	1,300	1,000	980	980	1,250	1,133	1,300	1,050
<b>サービスの職業</b>	1,177	1,066	1,151	1,051	1,203	1,091	1,196	1,067
家庭生活支援サービス	1,000	1,000	-	-	1,010	980	1,005	990
介護サービスの職業	1,239	1,095	1,217	1,071	1,268	1,109	1,302	1,125
保健医療サービス	1,199	1,091	1,153	1,035	1,194	1,133	1,168	1,056
生活衛生サービス	1,294	1,082	1,268	1,193	1,118	1,068	1,300	1,081
飲食物調理の職業	1,092	1,031	1,092	1,023	1,119	1,038	1,077	1,017
接客・給仕の職業	1,153	1,054	1,112	1,045	1,176	1,094	1,158	1,040
居住施設・ビルの管理	1,020	967	-	-	-	-	980	980
その他のサービス	1,237	1,106	1,103	1,055	1,214	1,131	1,213	1,027
<b>保安の職業</b>	1,075	1,025	1,110	1,044	1,117	1,039	1,092	1,014
<b>農林漁業の職業</b>	1,090	985	1,117	1,033	1,157	1,006	1,212	1,096
<b>生産工程の職業</b>	1,086	1,034	1,135	1,058	1,119	1,060	1,118	1,034
生産設備制御・監視(金属)	-	-	-	-	-	-	-	-
生産設備制御・監視(金属除	-	-	-	-	-	-	-	-
機械組立設備制御・監視	-	-	-	-	-	-	-	-
製品製造・加工処理(金属)	980	980	980	980	1,075	1,000	-	-
製品製造・加工処理(金属除	1,089	1,036	1,139	1,066	1,107	1,081	1,100	1,024
機械組立の職業	-	-	990	990	1,050	1,015	-	-
機械整備・修理の職業	-	-	1,500	1,100	1,500	1,000	1,353	1,153
製品検査(金属)	-	-	-	-	1,300	1,010	980	980
製品検査(金属除く)	1,100	1,000	1,100	1,000	1,020	980	1,100	1,000
機械検査の職業	-	-	-	-	-	-	-	-
生産関連・生産類似	-	-	-	-	-	-	1,090	1,050
<b>輸送・機械運転の職業</b>	1,112	1,036	1,177	1,113	1,162	1,070	1,185	1,099
鉄道運転の職業	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車運転の職業	1,112	1,036	1,167	1,107	1,169	1,073	1,190	1,101
船舶・航空機運転	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の輸送の職業	-	-	1,275	1,175	1,000	1,000	-	-
定置・建設機械運転	-	-	-	-	1,100	1,050	1,050	1,050
<b>建設・採掘の職業</b>	1,771	1,292	-	-	1,554	1,342	-	-
建設躯体工事の職業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設の職業	1,875	1,250	-	-	1,000	980	-	-
電気工事の職業	-	-	-	-	1,200	1,200	-	-
土木の職業	1,666	1,333	-	-	2,461	1,846	-	-
採掘の職業	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>運搬・清掃等の職業</b>	1,109	1,056	1,071	1,027	1,088	1,025	1,088	1,038
運搬の職業	1,075	1,044	1,128	1,050	1,087	1,027	1,067	1,024
清掃の職業	1,071	1,033	1,057	1,012	1,076	1,020	1,094	1,040
包装の職業	1,053	987	995	980	1,020	1,020	1,010	983
その他の運搬等の職業	1,174	1,089	1,069	1,042	1,119	1,035	1,125	1,077

(注「求人賃金」は1か月間に受理した求人賃金(「常用的パート」については時間給。)の平均値です。)

「常用的パート」は求人区分が「パートタイム」かつ「雇用期間の定めなし」または「雇用期間の定めあり(4か月以上)」をいいます。

(ハローワーク和歌山の公表データをもとに和歌山労働局賃金室が作成。)

## 和歌山県の経済動向について

令和7年5月

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/index.html>

商工企画課 政策企画班

内閣府は、令和7年5月22日に発表した月例経済報告において、景気の基調判断を「景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。」と判断が維持された。

個別項目：

&lt;判断引き上げ&gt;

&lt;判断引き下げ&gt;

なお、景気の先行きについては「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。」と判断が維持された。

県内の経済状況については、

- 生産動向において、鉱工業生産指数（3月）は2ヶ月連続で対前月比減であった。
- 消費動向においては、自動車新車登録台数（4月）が4ヶ月連続で対前年同月比増であった。  
百貨店・スーパー販売額（3月）は、全店ベース、既存店ベース共に5ヶ月ぶりに対前年同月比減であった。  
また、新設住宅着工数（4月）については、2ヶ月ぶりに対前年同月比増であった。
- 雇用動向においては、有効求人倍率（4月）は対前月比増であり、近畿で4位、全国で35位であった。

項目	月	全国	前年 同月比	和歌山県	前年 同月比
景気動向指数 (CI一致指数)	3	116.0 4ヶ月ぶりに対前月比減	/	84.6 2ヶ月連続で対前月比減	/
企業倒産	4	828 件 1,028 億円	5.7 % ▲9.3 %	7 件 5.01 億円	16.6 % 67.5 %
鉱工業生産指数 (季節調整済指数)	3	102.5 2ヶ月連続で対前月比増	(前月比) 0.2 %	P 77.4 2ヶ月連続で対前月比減	(前月比) ▲2.8 %
公共工事請負契約額	3	39,244 億円 5ヶ月連続で対前年同月比減	▲0.4 %	132 億円 3ヶ月ぶりに対前年同月比減	▲54.5 %
百貨店・スーパー 販売額	3	19,350 億円 全店：5ヶ月連続で対前年同月比増 既存店：5ヶ月連続で対前年同月比増	2.8 % 1.7 %	87 億円 全店：5ヶ月ぶりに対前年同月比減 既存店：5ヶ月ぶりに対前年同月比減	▲0.2 % ▲0.2 %
自動車 新車登録台数	4	217,064 台 4ヶ月連続で対前年同月比増	4.6 %	1,453 台 4ヶ月連続で対前年同月比増	0.8 %
新設住宅着工数	4	56,188 戸 3ヶ月ぶりに対前年同月比減	▲26.6 %	406 戸 2ヶ月ぶりに対前年同月比増	14.7 %
有効求人倍率	4	1.26 倍 前月と同程度	(前月差) 0.00	1.14 倍 対前月比増	(前月差) 0.02
完全失業率	4	2.5 % 前月と同程度	(前月差) 0.0 %	/	/
所定外労働時間指数	3	109.3 22ヶ月連続で対前年同月比減	▲3.3 %	127.3 3ヶ月連続で対前年同月比増	17.8 %
実質賃金指数 (現金給与総額)	3	84.1 3ヶ月連続で対前年同月比減	▲2.0 %	86.2 2ヶ月連続で対前年同月比減	▲1.6 %

企業業況判断指数	◇ 日銀短観(中小企業全産業)				◇ 景気動向調査(和歌山社会経済研究所)			
	年	月	差	幅	年	月	差	幅
◇和歌山 『景気動向調査 県内の自社況BSI』 (一財)和歌山社会経済研究所	2年	1 ~ 3 月期	-7	▲8	2年	1 ~ 3 月期	-21	▲17
		4 ~ 6 月期	-33	▲26		4 ~ 6 月期	-43	▲22
		7 ~ 9 月期	-31	▲2		7 ~ 9 月期	-34	▲9
	3年	10 ~ 12 月期	-18	▲13	3年	10 ~ 12 月期	-23	▲11
		1 ~ 3 月期	-12	▲6		1 ~ 3 月期	-26	▲3
		4 ~ 6 月期	-8	▲4		4 ~ 6 月期	-21	▲5
	4年	7 ~ 9 月期	-8	▲0	4年	7 ~ 9 月期	-22	▲1
		10 ~ 12 月期	-3	▲5		10 ~ 12 月期	-11	▲11
		1 ~ 3 月期	-6	▲3		1 ~ 3 月期	-27	▲16
	5年	4 ~ 6 月期	-2	▲4	5年	4 ~ 6 月期	-14	▲13
		7 ~ 9 月期	0	▲2		7 ~ 9 月期	-14	▲0
		10 ~ 12 月期	4	▲4		10 ~ 12 月期	-8	▲6
	6年	1 ~ 3 月期	4	▲0	6年	1 ~ 3 月期	-7	▲1
		4 ~ 6 月期	5	▲1		4 ~ 6 月期	-6	▲1
		7 ~ 9 月期	5	▲0		7 ~ 9 月期	-9	▲3
	7年	10 ~ 12 月期	9	▲4	7年	10 ~ 12 月期	-7	▲2
		1 ~ 3 月期	7	▲2		1 ~ 3 月期	-10	▲3
		4 ~ 6 月期	7	▲0		4 ~ 6 月期	-8	▲2
			7 ~ 9 月期	8	▲1	7 ~ 9 月期	-12	▲4
			10 ~ 12 月期	10	▲2	10 ~ 12 月期	-4	▲8
			1 ~ 3 月期	10	▲0	1 ~ 3 月期	-10	▲6
			4 ~ 6 月期(見通し)	5	▲5	4 ~ 6 月期(見通し)	-12	▲2

※(景気の谷)からの改善幅 43

※(景気の谷)からの改善幅 33

注1: △および▲はマイナスを意味し、△は改善、▲は悪化を意味する。注2: Pは速報値を表す。

# ① 景気動向指数

※内閣府が公表している「景気動向指数」のCIの指数の基準年は令和2年です。(令和2年=100)  
 和歌山県が公表している「景気動向指数」のCIの指数の基準年は平成27年です(平成27年=100)

年月	全国				和歌山県			全国	和歌山県
	CI(R2=100)			DI	新指標CI(H27=100)		DI	CLI(H27=100)	
	先行指数	一致指数	遅行指数	一致指数	一致指数	3ヶ月後方移動平均	一致指数	先行指数	
令和4年	112.8	113.0	102.3	54.2	99.2	—	52.4	100.4	101.6
令和5年	109.8	115.0	106.4	47.5	99.7	—	35.1	100.1	99.4
令和6年	109.6	114.7	108.2	48.8	85.1	—	44.7	100.0	—
令和4年1月	114.8	111.1	99.6	90.0	99.5	97.5	64.3	100.6	101.7
2月	113.7	111.7	100.3	30.0	95.9	97.7	28.6	100.6	101.8
3月	114.1	112.0	100.4	40.0	91.1	95.5	14.3	100.6	102.0
4月	114.6	112.2	101.6	80.0	97.2	94.7	42.9	100.6	102.2
5月	113.4	111.5	100.9	60.0	98.3	95.5	57.1	100.5	102.2
6月	113.1	113.2	102.2	60.0	100.2	98.6	71.4	100.5	102.2
7月	112.4	113.8	102.3	50.0	94.8	97.8	28.6	100.4	102.0
8月	114.0	115.0	103.5	70.0	98.6	97.9	64.3	100.4	101.7
9月	111.6	114.5	103.8	60.0	99.7	97.7	57.1	100.3	101.3
10月	111.4	114.0	104.0	40.0	105.0	101.1	85.7	100.2	101.0
11月	110.9	113.9	104.4	40.0	106.0	103.6	57.1	100.2	100.6
12月	109.8	113.2	104.1	30.0	104.5	105.2	57.1	100.1	100.2
令和5年1月	109.0	112.9	105.6	50.0	100.9	103.8	28.6	100.1	99.9
2月	109.4	114.5	105.4	30.0	101.5	102.3	28.6	100.0	99.7
3月	109.2	114.7	105.5	65.0	99.1	100.5	21.4	100.0	99.6
4月	108.9	114.7	105.9	80.0	102.0	100.9	42.9	100.1	99.5
5月	109.8	115.3	106.4	40.0	104.1	101.7	57.1	100.1	99.3
6月	110.1	115.1	106.6	50.0	102.1	102.7	57.1	100.1	99.3
7月	109.9	115.0	106.2	35.0	103.1	103.1	42.9	100.1	99.2
8月	110.6	115.3	106.4	30.0	101.3	102.2	42.9	100.1	99.2
9月	110.5	115.8	106.7	50.0	101.6	102.0	50.0	100.1	99.2
10月	109.6	115.7	107.2	60.0	99.5	100.8	35.7	100.1	99.2
11月	109.6	114.8	107.3	25.0	95.0	98.7	14.3	100.0	99.2
12月	110.7	115.9	108.0	55.0	86.8	93.8	0.0	100.0	99.2
令和6年1月	110.3	113.0	106.4	20.0	86.4	89.4	42.9	100.0	99.2
2月	111.9	112.8	107.4	20.0	87.0	86.7	42.9	100.0	99.2
3月	111.9	114.0	107.5	15.0	85.5	86.3	57.1	100.1	99.3
4月	111.0	114.6	107.2	60.0	89.7	87.4	71.4	100.1	99.5
5月	110.9	115.6	108.7	80.0	84.7	86.7	28.6	100.1	99.8
6月	109.5	114.5	108.1	50.0	81.6	85.3	35.7	100.1	100.0
7月	109.2	115.6	108.5	60.0	82.7	83.0	0.0	100.1	100.1
8月	107.4	114.0	108.9	20.0	86.4	83.6	71.4	100.1	100.2
9月	108.5	114.4	108.2	50.0	89.6	86.2	64.3	100.0	100.3
10月	108.6	115.8	108.7	65.0	85.0	87.0	42.9	100.0	100.3
11月	107.7	115.2	109.2	70.0	82.3	85.6	28.6	99.9	100.3
12月	107.9	116.3	109.6	75.0	80.5	82.6	50.0	99.9	100.2
令和7年1月	108.4	116.4	111.2	55.6	92.0	85.0	57.1	99.9	99.9
2月	108.2	117.3	110.7	61.1	89.1	87.2	42.9	99.9	99.7
3月	107.7	116.0	110.8	37.5	84.6	88.6	28.6	99.9	99.4

資料出所

内閣府

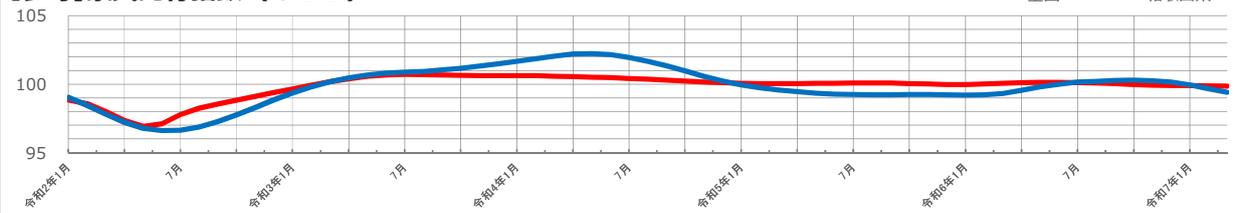
県調査統計課

関西学院大学産業研究所

※内閣府が公表している「景気動向指数(CI, DI)」では、令和5年5月分からCIの基準年を平成27年から令和2年に変更し、新しい基準年に基づき適及改定した指数が公表されたため、和歌山県が公表している「景気動向指数(CI, DI)」のCIの指数(基準年:平成27年)との比較ができませんので、「景気動向:CI一致指数」のグラフは省略しています。

※CLIとは、地域の景気動向を的確・早期に把握するために作成された景気先行指数を指します(OECD基準)。(参考URL:<http://192.218.163.168/HYOGO-CLI/>)

【参考】景気先行指数(CLI)



## ② 企業倒産件数

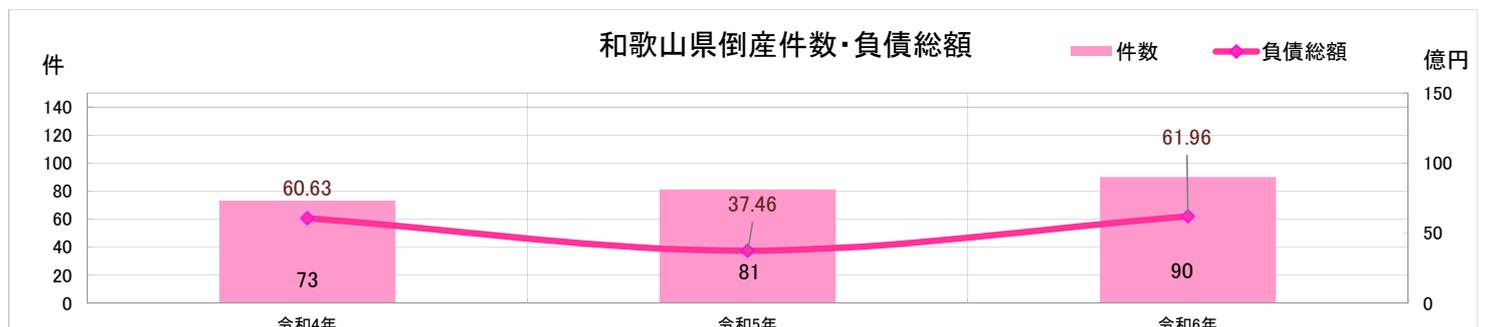
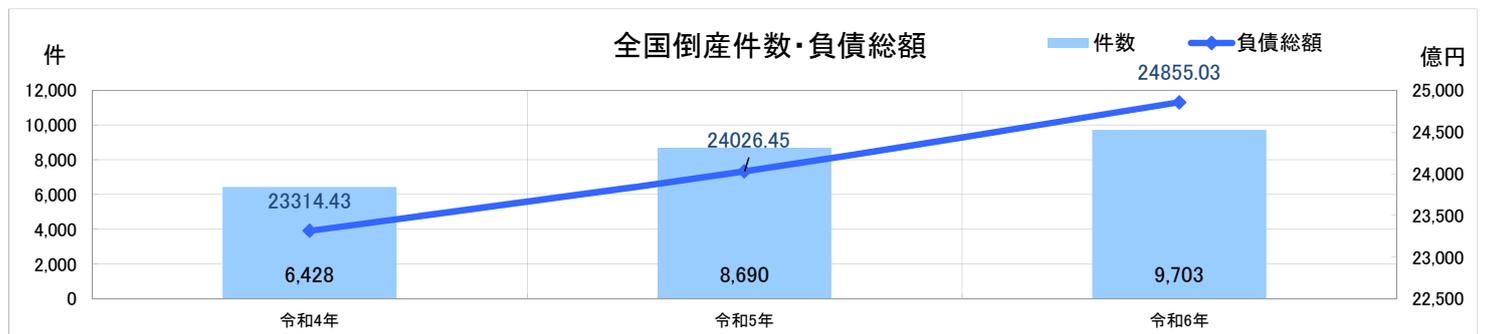
年	全国				和歌山県				うち大型倒産		
	件数	前年比 (%)	負債総額 (億円)	前年比 (%)	件数	前年比 (%)	負債総額 (億円)	前年比 (%)	件数	負債総額 (億円)	占率 (%)
令和4年	6,428	6.6	23,314.43	102.6	73	15.9	60.63	▲ 50.3	0	0.00	-
令和5年	8,690	35.2	24,026.45	3.1	81	11.0	37.46	▲ 38.2	0	0.00	-
令和6年	9,703	11.7	24,855.03	3.4	90	11.1	61.96	▲ 65.4	0	0.00	-

年	件数	前年同月比 (%)	負債総額 (億円)	前年同月比 (%)	件数	前年同月比 (%)	負債総額 (億円)	前年同月比 (%)	備考
令和4年1月	452	▲ 4.6	669.40	▲ 17.7	3	▲ 40.0	2.42	384.0	
2月	459	2.9	709.89	5.1	3	▲ 25.0	0.50	▲ 89.3	
3月	593	▲ 6.4	1,696.73	19.9	10	25.0	1.48	▲ 38.8	
4月	486	1.8	812.53	▲ 3.3	7	40.0	18.18	1599.0	
5月	524	11.0	873.80	▲ 48.1	4	33.3	1.40	55.5	
6月	546	0.9	12,325.83	1697.6	10	100.0	2.20	▲ 73.8	
7月	494	3.7	845.70	18.3	15	87.5	26.46	324.0	
8月	492	5.5	1,114.28	22.4	2	▲ 75.0	1.99	▲ 97.4	
9月	599	18.6	1,448.71	59.4	6	20.0	2.45	▲ 73.5	
10月	596	13.5	869.95	▲ 11.6	4	300.0	0.80	700.0	
11月	581	13.9	1,155.89	22.8	1	▲ 83.3	0.50	▲ 75.0	
12月	606	20.2	791.72	▲ 15.0	8	60.0	2.25	▲ 70.9	
令和5年1月	570	26.1	565.24	▲ 15.5	4	33.3	1.46	▲ 39.6	
2月	577	25.7	965.80	36.0	6	100.0	2.30	360.0	
3月	809	36.4	1,474.34	▲ 13.1	8	▲ 20.0	3.18	114.8	
4月	610	25.5	2,038.61	150.8	3	▲ 57.1	0.30	▲ 98.3	
5月	706	34.7	2,787.34	218.9	7	75.0	1.91	36.4	
6月	770	41.0	1,509.47	▲ 87.7	4	▲ 60.0	2.27	3.1	
7月	758	53.4	1,621.37	91.7	7	▲ 53.3	0.70	▲ 97.3	
8月	760	54.4	1,083.77	▲ 2.7	5	150.0	1.15	▲ 42.2	
9月	720	20.2	6,919.42	377.6	9	50.0	7.40	202.0	
10月	793	33.0	3,080.10	254.0	11	175.0	4.58	472.5	
11月	807	38.8	948.71	▲ 17.9	8	700.0	5.01	902.0	
12月	810	33.6	1,032.28	30.3	9	12.5	7.20	220.0	
令和6年1月	701	22.9	791.23	39.9	6	50.0	2.35	60.9	
2月	712	23.3	1,395.96	44.5	10	66.6	11.41	396.0	
3月	906	11.9	1,422.52	▲ 3.5	10	25.0	2.26	▲ 28.9	
4月	783	28.3	1,134.23	▲ 44.3	6	100.0	2.99	896.6	
5月	706	0.0	2,787.34	0.0	11	57.1	5.83	205.2	
6月	820	6.4	1,098.79	▲ 27.2	14	250.0	9.40	314.0	
7月	953	25.7	7,812.06	381.8	4	▲ 42.8	2.32	231.4	
8月	723	▲ 4.8	1,013.70	▲ 6.4	3	▲ 40.0	0.30	▲ 73.9	
9月	807	12.0	1,327.54	▲ 80.8	2	▲ 77.7	0.20	▲ 97.2	
10月	909	14.6	2,529.13	▲ 17.8	11	0.0	9.14	99.5	
11月	841	4.2	1,602.23	68.8	7	▲ 12.5	13.75	174.4	
12月	842	3.9	1,940.30	87.9	6	▲ 33.3	2.01	▲ 72.0	
令和7年1月	840	19.8	1,214.49	53.4	11	83.3	6.81	189.7	
2月	764	7.3	1,712.77	22.6	13	30.0	78.50	587.9	
3月	853	▲ 5.8	985.86	▲ 30.6	11	10.0	10.95	384.5	
4月	828	5.7	1,028.02	▲ 9.3	7	16.6	5.01	67.5	

資料出所

株式会社 東京商工リサーチ

※ 和歌山県の大型倒産は、負債総額100億円以上の金額としている。



### ③ 鉱工業生産指数(製造工業)

※ 経済産業省が公表している鉱工業生産指数は、令和2年の平均を100.0とした比率で示されています。

(令和2年=100)

和歌山県の鉱工業生産指数は、平成27年の平均を100.0とした比率で示されています。(平成27年=100)

年月	鉱工業生産指数(製造工業)													
	全国 (令和2年=100)				和歌山県 (平成27年=100)				鉄鋼	機械	化学	石油石炭	繊維	プラスチック
	季節調整指数	前月比 (%)	原指数	前年比 (%)	季節調整指数	前月比 (%)	原指数	前年比 (%)						
令和4年	-	-	105.3	▲ 0.1	-	-	97.2	9.9	83.9	98.2	95.8	110.6	104.6	106.1
令和5年	-	-	104.0	▲ 1.2	-	-	89.8	▲ 7.6	78.3	92.0	91.2	86.8	104.0	98.5
令和4年1月	105.1	▲ 0.7	96.7	▲ 0.7	91.9	1.7	85.9	1.5	80.8	88.2	97.5	86.2	98.1	113.4
2月	106.1	1.0	101.4	0.0	90.6	▲ 1.4	88.4	▲ 0.1	78.8	87.2	88.9	85.9	102.0	111.4
3月	105.7	▲ 0.4	118.2	▲ 1.7	89.4	▲ 1.3	98.0	▲ 1.2	75.5	91.0	90.7	93.8	101.1	111.7
4月	106.0	0.3	103.3	▲ 4.7	94.0	5.1	97.6	10.5	80.2	91.5	90.4	107.6	94.6	109.5
5月	98.9	▲ 6.7	92.8	▲ 2.7	96.2	2.3	92.3	10.8	87.0	93.1	86.8	112.0	102.2	110.0
6月	106.1	7.3	108.3	▲ 3.0	100.0	4.0	104.2	6.1	85.9	116.7	94.2	109.9	107.6	109.4
7月	106.1	0.0	107.9	▲ 1.8	97.2	▲ 2.8	101.2	▲ 0.1	90.8	96.2	92.2	114.3	104.0	108.3
8月	107.6	1.4	100.8	5.7	101.3	4.2	90.8	12.4	93.8	101.3	97.8	96.0	108.2	105.6
9月	106.5	▲ 1.0	112.2	8.8	102.3	1.0	97.2	17.5	87.2	110.3	100.3	100.1	107.6	102.8
10月	106.1	▲ 0.4	105.4	3.1	101.5	▲ 0.8	106.1	35.0	82.7	97.3	103.7	241.8	101.4	101.9
11月	105.6	▲ 0.5	108.7	▲ 1.3	104.0	2.5	101.2	22.5	85.0	101.6	100.6	155.6	121.2	96.7
12月	105.5	▲ 0.1	107.7	▲ 2.1	101.0	▲ 2.9	103.4	12.1	81.5	104.7	103.8	116.8	105.0	93.2
令和5年1月	101.2	▲ 4.1	93.8	▲ 3.0	94.6	▲ 6.3	88.5	3.0	78.2	102.8	97.7	95.6	94.1	93.8
2月	104.7	3.5	101.0	▲ 0.4	89.9	▲ 5.0	86.1	▲ 2.6	74.8	102.6	76.8	88.2	103.2	95.7
3月	104.9	0.2	117.3	▲ 0.8	91.0	1.2	97.8	▲ 0.2	79.5	88.6	102.6	90.1	104.8	94.6
4月	105.3	0.4	102.6	▲ 0.7	94.0	3.3	98.7	1.1	78.9	93.4	98.0	102.3	105.1	97.2
5月	104.1	▲ 1.1	96.6	4.1	95.8	1.9	92.5	0.2	82.4	95.0	101.4	105.9	102.6	100.4
6月	105.0	0.9	108.2	▲ 0.1	89.1	▲ 7.0	94.6	▲ 9.2	80.2	88.7	99.5	99.5	116.0	102.0
7月	103.6	▲ 1.3	105.2	▲ 2.5	91.3	2.5	94.1	▲ 7.0	84.2	84.1	100.2	95.7	103.1	105.9
8月	103.1	▲ 0.5	96.1	▲ 4.7	90.1	▲ 1.3	81.4	▲ 10.4	76.0	89.7	89.1	93.7	111.8	99.1
9月	103.2	0.1	107.0	▲ 4.6	89.9	▲ 0.2	85.7	▲ 11.8	83.6	87.6	86.3	105.3	106.4	97.7
10月	104.4	1.2	106.3	0.9	90.3	0.4	95.4	▲ 10.1	77.4	95.6	88.6	103.8	100.6	97.5
11月	103.9	▲ 0.5	107.0	▲ 1.6	87.7	▲ 2.9	85.3	▲ 15.7	76.5	98.4	80.7	20.6	102.3	98.6
12月	105.0	1.1	106.4	▲ 1.2	75.0	▲ 14.5	77.9	▲ 24.7	68.7	78.8	73.8	31.5	96.9	99.1
令和6年1月	98.1	▲ 6.6	92.4	▲ 1.5	76.3	1.7	71.4	▲ 19.3	75.9	82.2	78.5	21.5	83.9	97.4
2月	98.3	0.2	97.3	▲ 3.7	78.4	2.8	75.1	▲ 12.8	73.0	91.9	76.4	17.1	95.1	95.5
3月	101.4	3.2	110.0	▲ 6.2	71.7	▲ 8.5	77.1	▲ 21.2	64.1	79.5	72.4	18.0	81.6	94.3
4月	100.8	▲ 0.6	100.6	▲ 1.9	83.5	16.5	87.7	▲ 11.1	66.8	87.2	82.1	21.0	88.7	97.3
5月	101.4	0.6	97.3	0.7	85.0	1.8	82.1	▲ 11.2	76.7	94.1	76.4	19.1	110.0	93.1
6月	100.4	▲ 1.0	99.3	▲ 8.2	76.9	▲ 9.5	81.7	▲ 13.6	70.5	85.6	82.0	19.9	95.5	95.1
7月	102.5	2.1	107.8	2.5	80.9	5.2	83.4	▲ 11.4	69.9	91.3	82.9	20.1	104.7	99.7
8月	100.9	▲ 1.6	91.4	▲ 4.9	76.2	▲ 5.8	68.8	▲ 15.5	70.5	86.9	74.5	15.2	100.5	99.3
9月	101.2	0.3	103.6	▲ 3.2	83.4	9.4	79.5	▲ 7.2	78.9	85.4	87.9	22.1	102.8	101.9
10月	103.0	1.8	107.2	0.8	85.0	1.9	89.8	▲ 5.9	72.4	88.3	83.8	27.6	110.8	100.4
11月	101.1	▲ 1.8	103.4	▲ 3.4	85.5	0.6	83.2	▲ 2.5	72.6	85.7	91.9	28.0	93.5	105.0
12月	100.9	▲ 0.2	104.1	▲ 2.2	77.7	▲ 9.1	80.7	3.6	72.5	82.2	81.7	25.0	99.4	104.3
令和7年1月	100.3	▲ 0.6	94.4	2.2	R 81.2	4.5	R 76.0	6.4	72.5	94.3	86.4	14.1	R 101.7	102.4
2月	102.3	2.0	97.3	0.0	R 79.6	▲ 2.0	R 76.3	1.6	68.3	91.0	82.5	13.4	R 94.7	103.4
3月	102.5	0.2	111.2	1.1	P 77.4	▲ 2.8	P 83.2	7.9	70.3	79.1	P 92.3	17.7	80.0	103.6

※1. 前月比は季節調整指数、前年比は原指数

※2. 和歌山県の業種別(各月)は季節調整指数、業種別(年平均)は原指数

※3. Pは速報値、Rは改訂値

※4. 経済産業省が公表している「鉱工業指数の基準時及びウェイト算定年次」が令和2年(2020年)に変更され、指数値も令和2年の平均を100.0とした比率で示されることとなったため、平成27年の平均を100.0とした比率で示されている和歌山県の指数値と比較ができませんので、「鉱工業生産指数(季節調整済)」のグラフは省略しています。

#### ④ 公共工事請負契約額

(※令和3年4月の数値より新しい推計方法に変更したため、それ以前の数値は参考値となります。数値については随時更新予定)

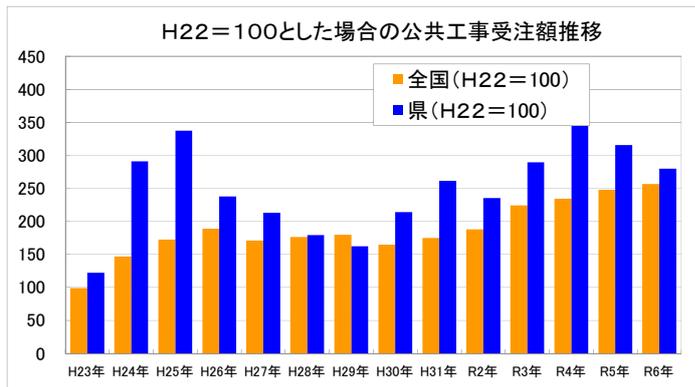
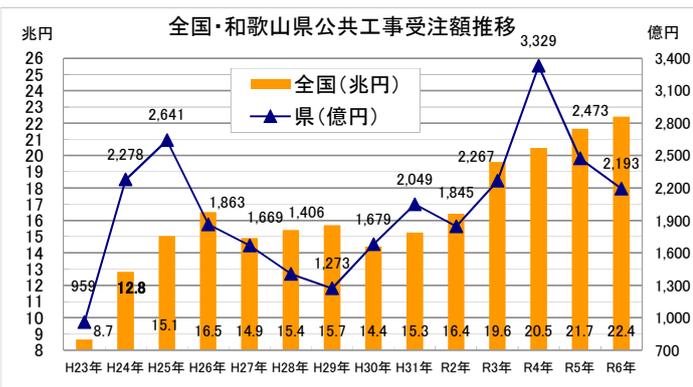
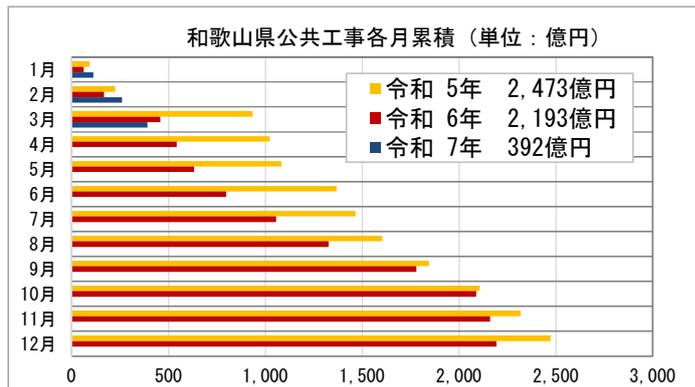
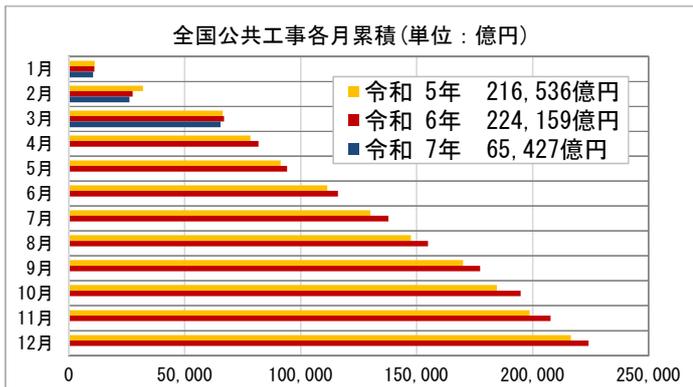
●全国の受注額は、5ヶ月連続で対前年同月比減であった。

●県の受注額は、3ヶ月ぶりに対前年同月比減であった。

年月	全国						和歌山県					
	合計 (億円)	前年比 (%)	内訳				合計 (億円)	前年比 (%)	内訳			
			国の機関 (億円)	前年比 (%)	地方の機関 (億円)	前年比 (%)			国の機関 (億円)	前年比 (%)	地方の機関 (億円)	前年比 (%)
令和4年	204,872	4.5	68,681	▲ 0.1	136,192	0.1	3,329	46.9	880	0.7	2,450	75.9
令和5年	216,536	5.7	68,904	0.0	147,632	0.1	2,473	▲ 25.7	1,241	41.1	1,231	▲ 49.7
令和6年	224,159	3.5	72,739	0.1	151,420	0.0	2,193	▲ 11.3	668	▲ 46.2	1,525	23.9
令和4年1月	9,811	▲ 13.4	4,161	▲ 38.9	5,650	25.1	153	22.4	32.74	▲ 67.2	120.71	374.9
2月	11,596	8.2	5,390	10.2	6,206	6.5	125	▲ 10.8	86.07	85.2	39.39	▲ 58.2
3月	34,541	19.1	15,600	▲ 1.9	18,941	44.8	412	90.1	289.06	141.1	122.47	26.8
4月	13,562	0.3	6,550	7.5	7,012	▲ 5.6	62	▲ 52.1	17.84	▲ 71.6	44.38	▲ 34.0
5月	10,892	▲ 21.5	3,099	▲ 42.6	7,794	▲ 8.0	160	31.0	14.38	▲ 66.5	145.84	83.6
6月	20,290	▲ 6.2	5,206	▲ 17.6	15,083	▲ 1.5	185	▲ 2.1	58.79	9.4	126.22	▲ 6.6
7月	16,770	▲ 12.0	4,070	▲ 17.4	12,700	▲ 10.1	469	141.9	57.27	811.8	412.22	119.5
8月	17,167	6.7	4,289	▲ 4.8	12,878	11.2	178	▲ 35.9	54.36	▲ 23.6	123.23	▲ 40.1
9月	24,272	20.1	7,976	26.3	16,296	17.4	473	40.7	167.91	70.9	305.49	28.3
10月	17,406	12.7	4,501	6.4	12,905	15.0	140	22.7	73.44	62.9	66.15	▲ 3.7
11月	13,077	6.7	3,747	7.6	9,330	6.3	347	238.9	15.57	▲ 75.0	331.86	725.7
12月	15,489	19.4	4,091	▲ 3.1	11,397	30.3	624	95.6	12.35	▲ 92.5	611.69	297.6
令和5年1月	11,173	13.9	4,470	7.4	6,704	18.6	92	▲ 39.9	23.98	▲ 26.7	68.30	▲ 43.4
2月	20,885	80.1	7,729	43.4	13,157	112.0	132	5.6	89.47	4.0	42.99	9.1
3月	34,439	▲ 0.3	15,181	▲ 2.7	19,258	1.7	709	72.4	512.91	77.4	196.57	60.5
4月	11,822	▲ 12.8	5,500	▲ 16.0	6,322	▲ 9.8	88	41.0	58.20	226.3	29.52	▲ 33.5
5月	13,132	20.6	3,984	28.6	9,148	17.4	59	▲ 63.1	19.12	33.0	40.05	▲ 72.5
6月	20,139	▲ 0.7	5,344	2.6	14,796	▲ 1.9	287	55.2	120.83	105.5	166.31	31.8
7月	18,528	10.5	5,453	34.0	13,074	2.9	97	▲ 79.4	29.89	▲ 47.8	66.98	▲ 83.8
8月	17,476	1.8	3,636	▲ 15.2	13,840	7.5	139	▲ 22.0	11.18	▲ 79.4	127.36	3.3
9月	22,479	▲ 7.4	5,759	▲ 27.8	16,721	2.6	241	▲ 49.1	59.17	▲ 64.8	181.69	▲ 40.5
10月	14,585	▲ 16.2	3,965	▲ 11.9	10,620	▲ 17.7	263	88.3	106.42	44.9	156.47	136.5
11月	14,161	8.3	3,674	▲ 1.9	10,486	12.4	210	▲ 39.6	128.09	722.6	81.79	▲ 75.4
12月	17,716	14.4	4,210	2.9	13,506	18.5	155	▲ 75.1	82.07	564.5	73.23	▲ 88.0
令和6年1月	11,067	▲ 0.9	3,830	▲ 14.3	7,238	8.0	62	▲ 32.5	32.53	35.6	29.81	▲ 56.4
2月	16,496	▲ 21.0	7,078	▲ 8.4	9,418	▲ 28.4	104	▲ 21.7	79.17	▲ 11.5	24.55	▲ 42.9
3月	39,392	14.4	16,923	11.5	22,469	16.7	291	▲ 59.0	95.77	▲ 81.3	195.37	▲ 0.6
4月	14,954	26.5	6,900	25.5	8,054	27.4	85	▲ 3.6	14.15	▲ 75.7	70.43	138.6
5月	12,252	▲ 6.7	4,309	8.2	7,943	▲ 13.2	90	51.3	9.24	▲ 51.7	80.31	100.5
6月	21,935	8.9	4,406	▲ 17.5	17,529	18.5	166	▲ 42.2	28.56	▲ 76.4	137.43	▲ 17.4
7月	21,796	17.6	5,264	▲ 3.5	16,532	26.4	257	165.4	33.09	10.7	224.05	234.5
8月	17,062	▲ 2.4	4,211	15.8	12,851	▲ 7.1	271	95.5	104.01	830.3	166.83	31.0
9月	22,528	0.2	6,966	21.0	15,562	▲ 6.9	454	88.3	44.98	▲ 24.0	408.61	124.9
10月	17,435	19.5	4,373	10.3	13,063	23.0	309	17.7	195.34	83.6	114.06	▲ 27.1
11月	12,949	▲ 8.6	3,540	▲ 3.6	9,409	▲ 10.3	72	▲ 65.9	13.08	▲ 89.8	58.56	▲ 28.4
12月	16,290	▲ 8.0	4,937	17.3	11,353	▲ 15.9	33	▲ 78.5	18.04	▲ 78.0	15.41	▲ 79.0
令和7年1月	10,605	▲ 4.2	4,965	29.6	5,640	▲ 22.1	111	78.8	93.30	186.8	18.19	▲ 39.0
2月	15,579	▲ 5.6	6,095	▲ 13.9	9,484	0.7	148	42.3	26.40	▲ 66.7	121.15	393.5
3月	39,244	▲ 0.4	17,385	2.7	21,858	▲ 2.7	132	▲ 54.5	96.42	0.7	36.04	▲ 81.6

資料出所

国土交通省



# ⑤ 消 費

## (1)百貨店・スーパー販売額

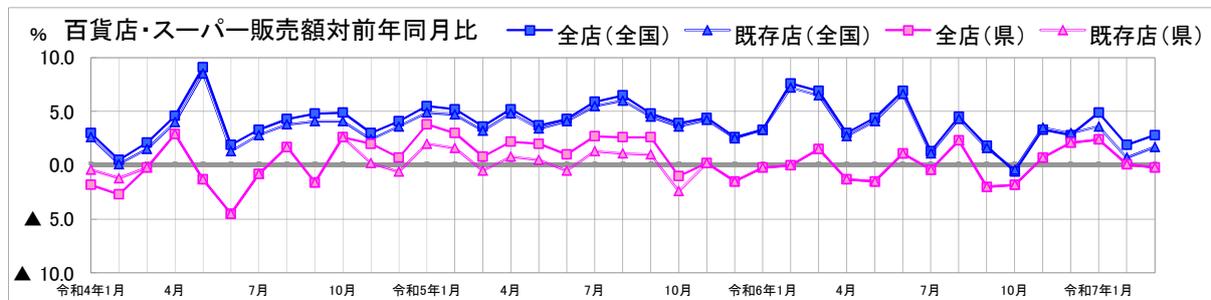
- 全店ベースでは、全国は5ヶ月連続で対前年同月増、県は5ヶ月ぶりに対前年同月比減であった。
- 既存店ベースでも、全国は5ヶ月連続で対前年同月比増、県は5ヶ月ぶりに対前年同月比減であった。

年月	百貨店・スーパー販売額							
	全国				和歌山県			
	販売額 (億円)	店舗数 [年末、月末]	前年比		販売額 (億円)	店舗数 [年末、月末]	前年比	
全店 (%)			既存店 (%)	全店 (%)			既存店 (%)	
令和4年	206,603	6,103	3.8	3.2	1,090	40	▲0.3	▲0.3
令和5年	216,073	6,151	4.6	4.2	1,106	40	1.5	0.3
令和6年	279,879	6,159	3.7	3.6	1,107	40	0.1	0.1
令和4年1月	16,767	6,049	3.0	2.6	101	39	▲1.8	▲0.4
2月	15,036	6,046	0.5	0.1	84	39	▲2.7	▲1.2
3月	17,053	6,051	2.1	1.5	85	39	▲0.2	▲0.2
4月	16,243	6,058	4.6	4.0	86	39	2.9	2.9
5月	16,809	6,067	9.1	8.5	87	39	▲1.3	▲1.3
6月	16,735	6,069	1.9	1.3	88	39	▲4.5	▲4.5
7月	17,704	6,077	3.3	2.8	91	39	▲0.8	▲0.8
8月	16,776	6,081	4.3	3.8	94	39	1.7	1.7
9月	16,299	6,085	4.8	4.1	85	39	▲1.6	▲1.6
10月	17,326	6,093	4.9	4.1	89	39	2.6	2.6
11月	17,590	6,098	3.0	2.4	92	40	2.0	0.2
12月	22,266	6,103	4.1	3.6	108	40	0.7	▲0.6
令和5年1月	17,681	6,103	5.5	4.9	104	40	3.8	2.0
2月	15,820	6,110	5.2	4.7	87	40	3.0	1.6
3月	17,669	6,111	3.6	3.2	86	40	0.8	▲0.5
4月	17,095	6,120	5.2	4.8	88	40	2.2	0.8
5月	17,437	6,123	3.7	3.4	88	40	2.0	0.5
6月	17,461	6,126	4.3	4.1	88	40	1.0	▲0.5
7月	18,741	6,132	5.9	5.5	93	40	2.7	1.3
8月	17,858	6,133	6.5	6.0	96	40	2.6	1.1
9月	17,084	6,133	4.8	4.5	87	40	2.6	1.0
10月	18,018	6,141	3.9	3.6	88	40	▲1.0	▲2.4
11月	18,363	6,142	4.4	4.2	92	40	0.2	0.2
12月	22,846	6,151	2.6	2.5	106	40	▲1.5	▲1.5
令和6年1月	18,264	6,148	3.3	3.3	104	40	▲0.2	▲0.2
2月	17,021	6,147	7.6	7.2	87	40	0.0	0.0
3月	18,886	6,147	6.9	6.5	87	40	1.5	1.5
4月	17,612	6,149	3.0	2.7	87	40	▲1.3	▲1.3
5月	18,212	6,151	4.4	4.1	87	40	▲1.5	▲1.5
6月	18,675	6,154	6.9	6.6	89	40	1.1	1.1
7月	18,990	6,159	1.3	1.1	93	40	▲0.4	▲0.4
8月	18,664	6,158	4.5	4.3	98	40	2.3	2.3
9月	17,394	6,146	1.8	1.6	86	40	▲2.0	▲2.0
10月	17,895	6,134	▲0.6	▲0.4	87	40	▲1.8	▲1.8
11月	18,976	6,146	3.3	3.5	93	40	0.7	0.7
12月	23,477	6,159	2.8	3.0	108	40	2.1	2.1
令和7年1月	19,159	6,207	4.9	3.6	107	40	2.4	2.4
2月	17,306	6,179	1.9	0.7	87	40	0.1	0.1
3月	19,350	6,177	2.8	1.7	87	40	▲0.2	▲0.2

資料出所

経済産業省

※平成27年7月分より、「大型小売店」から「百貨店・スーパー」に名称変更されています。



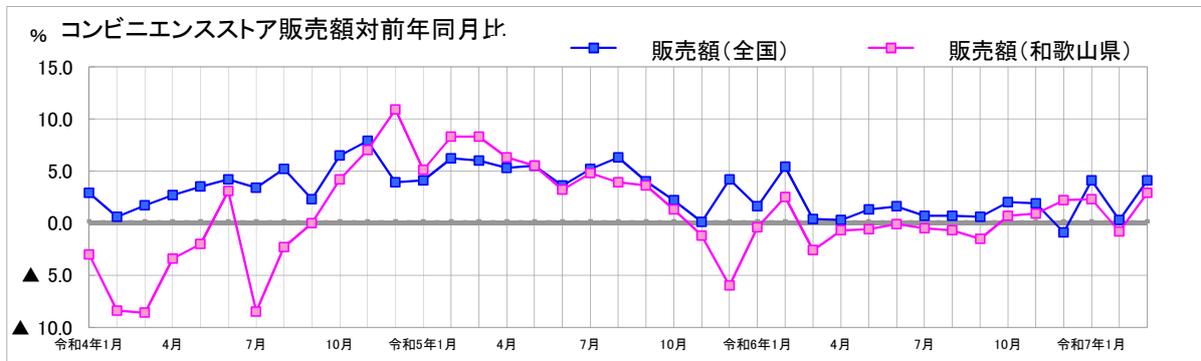
(2)コンビニエンスストア販売額

●全国は3ヶ月連続で対前年同月比増であり、県は2ヶ月ぶりに対前年同月比増であった。

年月	コンビニエンスストア販売額							
	全国				和歌山県			
	販売額(全国) (億円)		店舗数 [年末、月末]		販売額(和歌山県) (億円)		店舗数 [年末、月末]	
	前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)	
令和4年	121,996	3.7	56,232	▲ 0.2	704	▲ 1.0	371	▲ 1.1
令和5年	127,320	4.4	56,112	▲ 0.2	728	3.4	371	0.0
令和6年	128,887	1.2	55,988	▲ 0.2	727	▲ 0.1	368	▲ 0.8
令和4年1月	9,537	2.9	56,361	0.4	56	▲ 3.0	375	▲ 0.5
2月	8,721	0.6	56,353	0.4	49	▲ 8.4	373	▲ 0.8
3月	9,960	1.7	56,320	0.3	57	▲ 8.6	372	▲ 1.3
4月	9,873	2.7	56,342	0.2	56	▲ 3.4	373	▲ 0.8
5月	10,078	3.5	56,316	0.1	58	▲ 2.0	372	▲ 1.1
6月	10,141	4.2	56,299	0.0	58	3.1	372	▲ 0.8
7月	10,844	3.4	56,321	▲ 0.0	62	▲ 8.5	373	▲ 0.5
8月	10,720	5.2	56,325	▲ 0.0	63	▲ 2.3	373	▲ 0.8
9月	10,206	2.3	56,268	▲ 0.1	58	0.0	372	▲ 1.1
10月	10,577	6.5	56,252	▲ 0.2	61	4.2	372	▲ 1.1
11月	10,324	7.9	56,231	▲ 0.2	59	7.0	371	▲ 1.3
12月	11,014	3.9	56,232	▲ 0.2	67	10.9	371	▲ 1.1
令和5年1月	9,924	4.1	56,212	▲ 0.3	58	5.1	371	▲ 1.1
2月	9,265	6.2	56,261	▲ 0.2	54	8.3	370	▲ 0.8
3月	10,562	6.0	56,149	▲ 0.3	61	8.3	371	▲ 0.3
4月	10,395	5.3	56,150	▲ 0.3	59	6.3	371	▲ 0.5
5月	10,633	5.5	56,148	▲ 0.3	62	5.5	371	▲ 0.3
6月	10,506	3.6	56,118	▲ 0.3	60	3.2	371	▲ 0.3
7月	11,403	5.2	56,142	▲ 0.3	65	4.8	373	0.0
8月	11,391	6.3	56,168	▲ 0.3	66	3.9	372	▲ 0.3
9月	10,617	4.0	56,156	▲ 0.2	60	3.6	372	0.0
10月	10,815	2.2	56,171	▲ 0.1	62	1.3	372	0.0
11月	10,334	0.1	56,140	▲ 0.2	59	▲ 1.2	372	0.3
12月	11,475	4.2	56,112	▲ 0.2	63	▲ 6.0	371	0.0
令和6年1月	10,086	1.6	56,090	▲ 0.2	58	▲ 0.4	372	0.3
2月	9,768	5.4	56,029	▲ 0.4	55	2.5	371	0.3
3月	10,602	0.4	55,942	▲ 0.4	60	▲ 2.6	369	▲ 0.5
4月	10,423	0.3	55,968	▲ 0.3	59	▲ 0.7	369	▲ 0.5
5月	10,773	1.3	55,959	▲ 0.3	61	▲ 0.6	367	▲ 1.1
6月	10,670	1.6	55,946	▲ 0.3	60	▲ 0.1	366	▲ 1.3
7月	11,482	0.7	55,969	▲ 0.3	65	▲ 0.5	367	▲ 1.6
8月	11,466	0.7	55,995	▲ 0.3	65	▲ 0.7	367	▲ 1.3
9月	10,682	0.6	55,974	▲ 0.3	59	▲ 1.5	367	▲ 1.3
10月	11,030	2.0	55,976	▲ 0.3	62	0.7	367	▲ 1.3
11月	10,534	1.9	55,981	▲ 0.3	59	0.9	367	▲ 1.3
12月	11,372	▲ 0.9	55,988	▲ 0.2	64	2.2	368	▲ 0.8
令和7年1月	10,496	4.1	56,523	0.8	60	2.3	368	▲ 1.1
2月	9,802	0.3	56,606	1.0	54	▲ 0.8	367	▲ 1.1
3月	11,041	4.1	56,527	1.0	62	2.9	367	▲ 0.5

資料出所

経済産業省

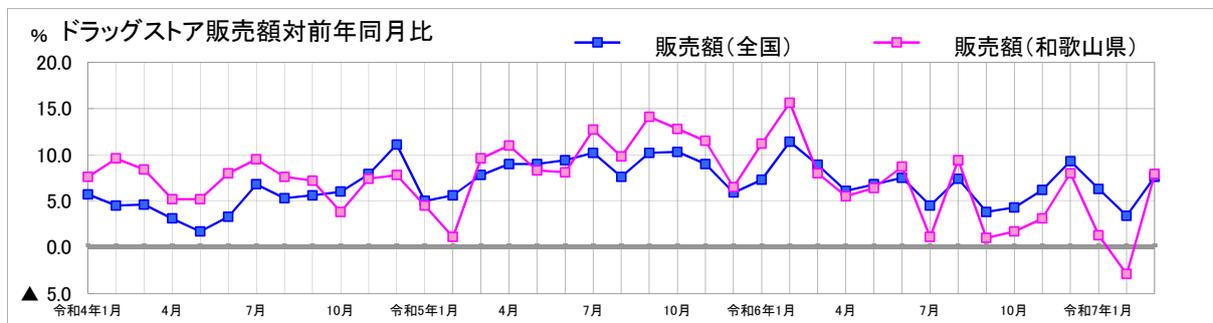


### (3)ドラッグストア販売額

●全国は47ヶ月連続で対前年同月比増であり、県は2ヶ月ぶりに対前年同月比増であった。

年月	ドラッグストア販売額							
	全国				和歌山県			
	販売額(全国) (億円)		店舗数 [年末、月末]		販売額(和歌山県) (億円)		店舗数 [年末、月末]	
	前年比 (%)		前年比 (%)	前年比 (%)	前年比 (%)		前年比 (%)	
令和4年	77,087	5.5	18,429	4.6	360	7.3	104	2.0
令和5年	83,450	8.3	19,021	3.2	394	9.3	108	3.8
令和6年	89,202	6.9	19,664	3.4	419	6.3	110	1.9
令和4年1月	6,175	5.7	17,667	4.8	28	7.6	102	10.9
2月	5,802	4.5	17,706	4.8	28	9.6	103	10.8
3月	6,225	4.6	17,816	5.0	29	8.4	103	8.4
4月	6,189	3.1	17,891	4.7	29	5.2	103	7.3
5月	6,284	1.7	17,984	4.7	30	5.2	104	7.2
6月	6,373	3.3	18,032	4.6	31	8.0	104	6.1
7月	6,764	6.8	18,135	4.9	32	9.5	104	5.1
8月	6,774	5.3	18,162	4.8	32	7.6	103	3.0
9月	6,369	5.6	18,224	4.9	30	7.2	103	3.0
10月	6,446	6.0	18,295	4.7	30	3.8	104	4.0
11月	6,373	7.9	18,366	4.6	29	7.4	104	4.0
12月	7,314	11.1	18,429	4.6	34	7.8	104	2.0
令和5年1月	6,482	5.0	18,462	4.5	29	4.5	105	2.9
2月	6,126	5.6	18,478	4.4	28	1.1	105	1.9
3月	6,713	7.8	18,562	4.2	32	9.6	107	3.9
4月	6,744	9.0	18,640	4.2	32	11.0	107	3.9
5月	6,849	9.0	18,687	3.9	33	8.3	107	2.9
6月	6,973	9.4	18,700	3.7	33	8.1	104	0.0
7月	7,456	10.2	18,744	3.4	36	12.7	105	1.0
8月	7,290	7.6	18,768	3.3	35	9.8	106	2.9
9月	7,016	10.2	18,827	3.3	34	14.1	107	3.9
10月	7,111	10.3	18,874	3.2	33	12.8	107	2.9
11月	6,948	9.0	18,943	3.1	32	11.5	107	2.9
12月	7,742	5.9	19,021	3.2	36	6.5	108	3.8
令和6年1月	6,959	7.3	19,067	3.3	33	11.2	108	2.9
2月	6,815	11.4	19,108	3.4	32	15.6	109	3.8
3月	7,313	8.9	19,198	3.4	34	8.0	109	1.9
4月	7,150	6.1	19,268	3.3	34	5.5	110	2.8
5月	7,315	6.8	19,318	3.3	35	6.4	110	2.8
6月	7,493	7.5	19,372	3.6	36	8.7	109	4.8
7月	7,793	4.5	19,412	3.6	36	1.1	109	3.8
8月	7,833	7.4	19,440	3.6	38	9.4	110	3.8
9月	7,285	3.8	19,526	3.7	34	1.0	110	2.8
10月	7,415	4.3	19,557	3.6	34	1.7	110	2.8
11月	7,371	6.2	19,619	3.5	33	3.1	110	2.8
12月	8,461	9.3	19,664	3.3	39	8.0	110	1.9
令和7年1月	7,396	6.3	19,864	4.2	33	1.3	110	1.9
2月	7,047	3.4	19,893	4.1	31	▲ 2.9	110	0.9
3月	7,866	7.6	19,994	4.1	37	7.9	113	3.7

経済産業省



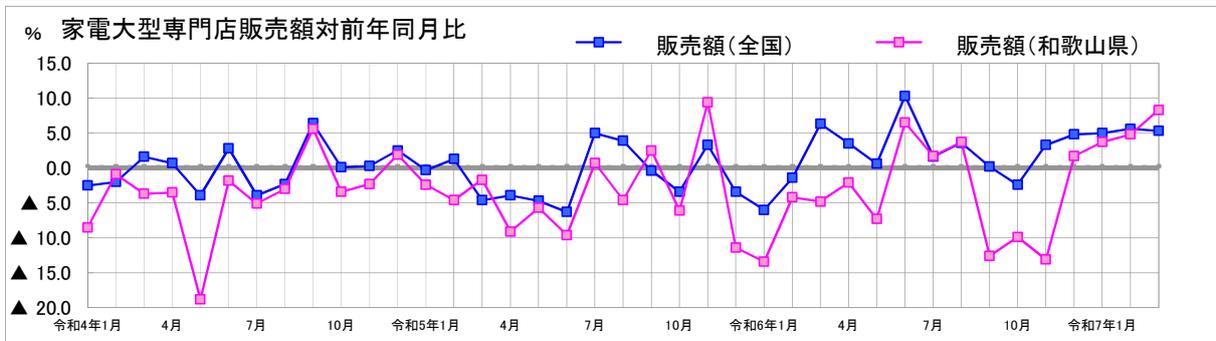
(4)家電大型専門店販売額

●全国は5ヶ月連続で対前年同月比増であり、県は4ヶ月連続で対前年同月比増であった。

年月	家電大型専門店販売額							
	全国				和歌山県			
	販売額(全国) (億円)		店舗数 [年末、月末]		販売額(和歌山県) (億円)		店舗数 [年末、月末]	
	前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)	
令和4年	46,844	▲ 0.0	2,670	1.4	291	▲ 3.8	26	0.0
令和5年	46,284	▲ 1.2	2,673	0.1	281	▲ 3.5	27	3.8
令和6年	47,288	2.2	2,670	▲ 0.1	268	▲ 4.5	27	0.0
令和4年1月	4,199	▲ 2.5	2,636	2.8	26	▲ 8.5	26	4.0
2月	3,423	▲ 2.0	2,639	2.9	21	▲ 0.9	26	4.0
3月	4,493	1.6	2,642	2.8	27	▲ 3.7	26	4.0
4月	3,555	0.7	2,653	2.7	21	▲ 3.5	26	4.0
5月	3,681	▲ 3.9	2,659	2.7	22	▲ 18.8	26	4.0
6月	3,902	2.8	2,663	2.8	24	▲ 1.8	26	0.0
7月	4,250	▲ 3.9	2,665	2.0	29	▲ 5.1	26	0.0
8月	3,614	▲ 2.3	2,664	2.2	24	▲ 3.0	26	0.0
9月	3,777	6.4	2,664	2.0	23	5.6	26	0.0
10月	3,516	0.1	2,667	2.0	21	▲ 3.4	26	0.0
11月	3,589	0.3	2,672	1.8	21	▲ 2.3	26	0.0
12月	4,845	2.5	2,670	1.4	32	1.9	26	0.0
令和5年1月	4,184	▲ 0.3	2,667	1.2	25	▲ 2.4	26	0.0
2月	3,467	1.3	2,670	1.2	20	▲ 4.6	26	0.0
3月	4,285	▲ 4.6	2,667	0.9	26	▲ 1.7	27	3.8
4月	3,416	▲ 3.9	2,671	0.7	19	▲ 9.1	27	3.8
5月	3,506	▲ 4.7	2,669	0.4	21	▲ 5.7	27	3.8
6月	3,656	▲ 6.3	2,672	0.3	22	▲ 9.6	27	3.8
7月	4,463	5.0	2,673	0.3	29	0.7	27	3.8
8月	3,757	3.9	2,671	0.3	23	▲ 4.6	27	3.8
9月	3,764	▲ 0.4	2,664	0.0	24	2.5	27	3.8
10月	3,397	▲ 3.4	2,668	0.0	19	▲ 6.1	27	3.8
11月	3,708	3.3	2,675	0.1	23	9.4	27	3.8
12月	4,682	▲ 3.4	2,673	0.1	28	▲ 11.4	27	3.8
令和6年1月	3,941	▲ 6.0	2,664	▲ 0.1	22	▲ 13.4	27	3.8
2月	3,423	▲ 1.4	2,662	▲ 0.3	20	▲ 4.2	27	3.8
3月	4,563	6.3	2,664	▲ 0.1	25	▲ 4.8	27	0.0
4月	3,540	3.5	2,667	▲ 0.1	19	▲ 2.1	27	0.0
5月	3,532	0.6	2,668	0.0	19	▲ 7.3	27	0.0
6月	4,037	10.3	2,668	▲ 0.1	24	6.5	27	0.0
7月	4,540	1.6	2,670	▲ 0.1	29	1.7	27	0.0
8月	3,891	3.6	2,665	▲ 0.2	23	3.7	27	0.0
9月	3,771	0.2	2,665	0.0	21	▲ 12.6	27	0.0
10月	3,315	▲ 2.4	2,665	▲ 0.1	18	▲ 9.9	27	0.0
11月	3,831	3.3	2,671	▲ 0.1	20	▲ 13.1	27	0.0
12月	4,905	4.8	2,670	▲ 0.1	29	1.7	27	0.0
令和7年1月	4,138	5.0	2,660	▲ 0.2	23	3.7	27	0.0
2月	3,616	5.6	2,654	▲ 0.3	20	4.8	27	0.0
3月	4,802	5.3	2,652	▲ 0.5	27	8.3	27	0.0

資料出所

経済産業省



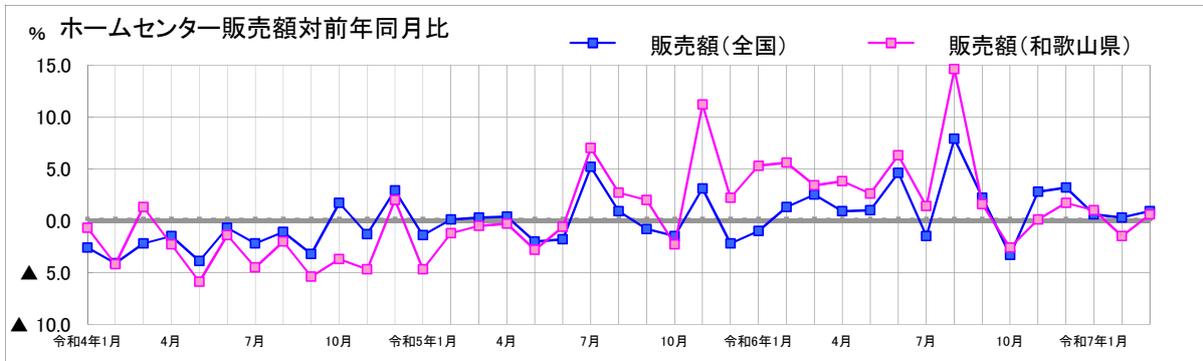
(5)ホームセンター販売額

●全国は5ヶ月連続で対前年同月比増であり、県は2ヶ月ぶりに対前年同月比増であった。

年月	ホームセンター販売額							
	全国				和歌山県			
	販売額(全国) (億円)		店舗数 [年末、月末]		販売額(和歌山県) (億円)		店舗数 [年末、月末]	
	前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)		前年比 (%)	
令和4年	33,420	▲ 1.4	4,437	1.4	293	▲ 2.7	56	0.0
令和5年	33,412	▲ 0.0	4,476	0.9	296	0.9	58	3.6
令和6年	33,988	1.7	4,531	1.2	307	3.7	58	0.0
令和4年1月	2,505	▲ 2.6	4,379	▲ 0.3	22	▲ 0.7	56	0.0
2月	2,246	▲ 4.1	4,380	0.8	20	▲ 4.2	56	▲ 1.8
3月	2,671	▲ 2.2	4,393	0.8	24	1.3	56	▲ 1.8
4月	2,986	▲ 1.5	4,405	1.0	27	▲ 2.3	56	▲ 1.8
5月	3,101	▲ 3.9	4,404	1.0	28	▲ 5.9	56	▲ 1.8
6月	2,810	▲ 0.7	4,405	1.0	25	▲ 1.4	56	▲ 1.8
7月	2,874	▲ 2.2	4,406	0.9	25	▲ 4.5	56	▲ 1.8
8月	2,742	▲ 1.1	4,408	0.9	24	▲ 2.0	56	▲ 1.8
9月	2,569	▲ 3.2	4,417	1.1	22	▲ 5.4	56	▲ 1.8
10月	2,846	1.7	4,422	1.2	25	▲ 3.7	56	▲ 1.8
11月	2,673	▲ 1.3	4,430	1.3	23	▲ 4.7	56	0.0
12月	3,396	2.9	4,437	1.4	29	2.0	56	0.0
令和5年1月	2,469	▲ 1.4	4,442	1.4	21	▲ 4.7	56	0.0
2月	2,248	0.1	4,442	1.4	20	▲ 1.2	56	0.0
3月	2,680	0.3	4,440	1.1	24	▲ 0.5	56	0.0
4月	2,997	0.4	4,451	1.0	27	▲ 0.3	56	0.0
5月	3,040	▲ 2.0	4,449	1.0	27	▲ 2.8	56	0.0
6月	2,760	▲ 1.8	4,452	1.1	25	▲ 0.6	56	0.0
7月	3,023	5.2	4,454	1.1	27	7.0	57	1.8
8月	2,766	0.9	4,454	1.0	24	2.7	57	1.8
9月	2,548	▲ 0.8	4,459	1.0	23	2.0	57	1.8
10月	2,802	▲ 1.5	4,460	0.9	25	▲ 2.3	57	1.8
11月	2,756	3.1	4,467	0.8	25	11.2	58	3.6
12月	3,322	▲ 2.2	4,476	0.9	29	2.2	58	3.6
令和6年1月	2,444	▲ 1.0	4,472	0.7	22	5.3	58	3.6
2月	2,278	1.3	4,473	0.7	21	5.6	58	3.6
3月	2,747	2.5	4,486	1.0	24	3.4	58	3.6
4月	3,022	0.9	4,496	1.0	28	3.8	58	3.6
5月	3,070	1.0	4,496	1.1	28	2.6	58	3.6
6月	2,888	4.6	4,499	1.1	26	6.3	58	3.6
7月	2,977	▲ 1.5	4,506	1.2	28	1.4	58	1.8
8月	2,984	7.9	4,510	1.3	28	14.6	58	1.8
9月	2,605	2.2	4,512	1.2	23	1.6	58	1.8
10月	2,709	▲ 3.3	4,518	1.3	24	▲ 2.6	58	1.8
11月	2,834	2.8	4,528	1.4	25	0.1	58	0.0
12月	3,428	3.2	4,531	1.2	30	1.7	58	0.0
令和7年1月	2,458	0.6	4,530	1.3	22	1.0	58	0.0
2月	2,286	0.3	4,531	1.3	21	▲ 1.5	58	0.0
3月	2,773	0.9	4,536	1.2	25	0.6	58	0.0

資料出所

経済産業省



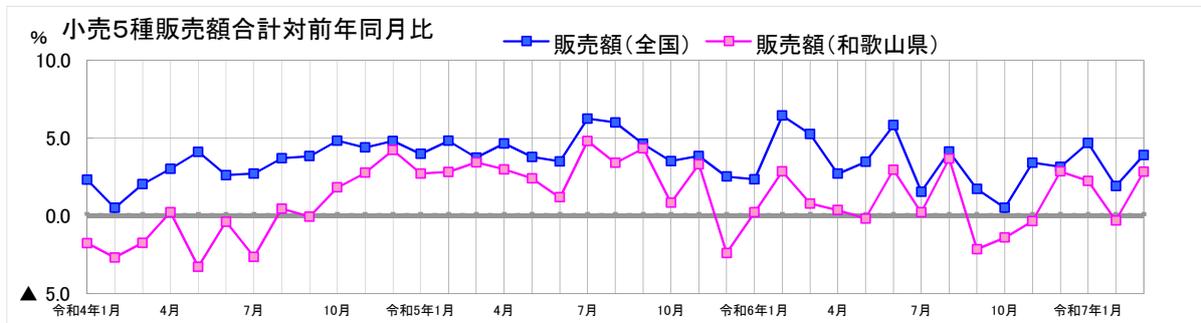
(6)小売5種((1)~(5))販売額合計

●全国は40ヶ月連続で対前年同月比増であり、県は2ヶ月ぶりに対前年同月比増であった。

年月	小売5種販売額合計			
	全国		和歌山県	
	販売額(全国) (億円)	前年比 (%)	販売額(和歌山県) (億円)	前年比 (%)
令和4年	485,950	3.3	2,739	▲ 0.2
令和5年	506,539	4.2	2,805	2.4
令和6年	579,243	19.2	2,828	3.3
令和4年1月	39,183	2.3	232	▲ 1.8
2月	35,229	0.5	203	▲ 2.7
3月	40,401	2.0	221	▲ 1.7
4月	38,846	3.0	219	0.2
5月	39,953	4.1	225	▲ 3.3
6月	39,962	2.6	225	▲ 0.4
7月	42,435	2.7	239	▲ 2.6
8月	40,625	3.7	236	0.5
9月	39,221	3.8	218	▲ 0.1
10月	40,710	4.8	226	1.8
11月	40,549	4.4	225	2.8
12月	48,836	4.8	269	4.2
令和5年1月	40,740	4.0	238	2.7
2月	36,926	4.8	209	2.8
3月	41,909	3.7	229	3.4
4月	40,647	4.6	225	3.0
5月	41,465	3.8	230	2.4
6月	41,356	3.5	228	1.2
7月	45,086	6.2	251	4.8
8月	43,062	6.0	244	3.4
9月	41,029	4.6	228	4.3
10月	42,143	3.5	228	0.8
11月	42,109	3.8	232	3.3
12月	50,067	2.5	263	▲ 2.4
令和6年1月	41,695	2.3	239	0.2
2月	39,304	6.4	215	2.8
3月	44,111	5.3	231	0.8
4月	41,747	2.7	226	0.4
5月	42,901	3.5	230	▲ 0.2
6月	43,763	5.8	235	3.0
7月	45,782	1.5	251	0.2
8月	44,838	4.1	253	3.7
9月	41,737	1.7	223	▲ 2.1
10月	42,364	0.5	225	▲ 1.4
11月	43,546	3.4	231	▲ 0.3
12月	51,642	3.1	270	2.8
令和7年1月	43,647	4.7	244	2.2
2月	40,056	1.9	214	▲ 0.3
3月	45,832	3.9	237	2.8

資料出所

経済産業省



⑥ 自動車・軽自動車  
(1) 自動車新車登録台数

●全国は、4ヶ月連続で対前年同月比増であった。  
●県は、4ヶ月連続で対前年同月比増であった。

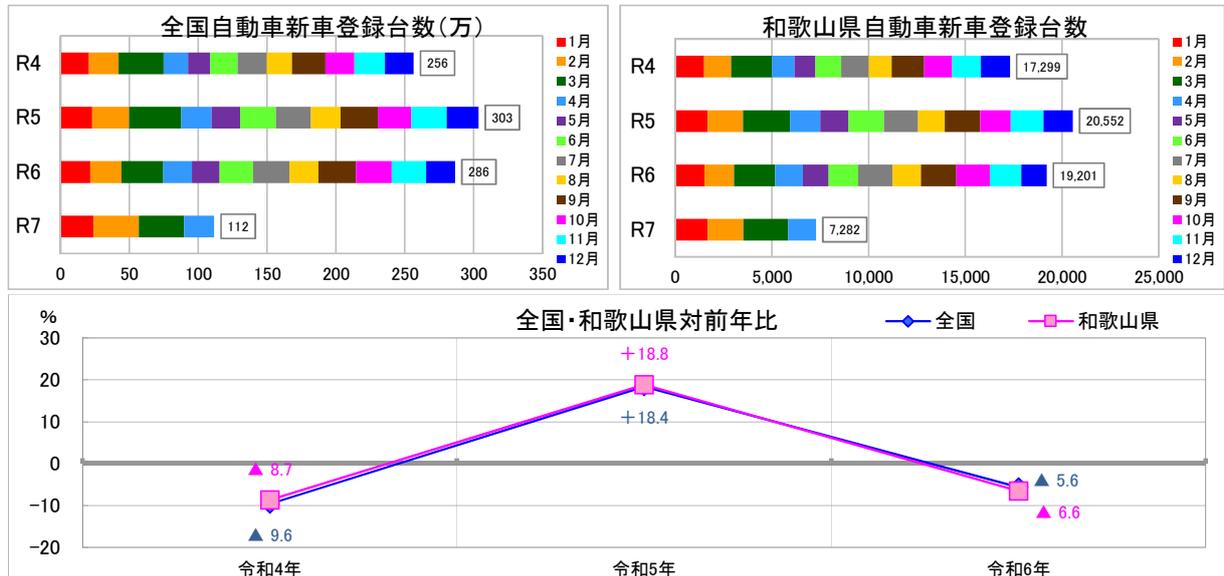
年月	全国		和歌山県	
		前年比 (%)		前年比 (%)
令和4年	2,563,184	▲ 9.6	17,299	▲ 8.7
令和5年	3,034,167	18.4	20,552	18.8
令和6年	2,863,626	▲ 5.6	19,201	▲ 6.6
令和4年1月	207,123	▲ 12.5	1,485	▲ 15.2
2月	213,699	▲ 18.6	1,403	▲ 25.8
3月	327,293	▲ 14.8	2,106	▲ 16.4
4月	178,761	▲ 15.0	1,171	▲ 24.8
5月	161,354	▲ 16.7	1,071	▲ 20.4
6月	197,530	▲ 15.8	1,344	▲ 11.8
7月	214,134	▲ 13.4	1,428	▲ 9.8
8月	179,075	▲ 27.5	1,184	▲ 11.2
9月	242,042	17.8	1,677	27.3
10月	211,542	19.7	1,437	27.5
11月	221,541	1.0	1,493	1.5
12月	209,090	▲ 4.4	1,500	▲ 1.8
令和5年1月	229,497	10.8	1,673	12.7
2月	269,837	26.3	1,830	30.4
3月	378,557	15.7	2,423	15.1
4月	219,987	23.1	1,571	34.2
5月	206,663	28.1	1,464	36.7
6月	259,794	31.5	1,823	35.6
7月	253,241	18.3	1,770	23.9
8月	213,865	19.4	1,368	15.5
9月	272,208	12.5	1,830	9.1
10月	243,144	14.9	1,584	10.2
11月	255,054	15.1	1,700	13.9
12月	232,320	11.1	1,516	1.1
令和6年1月	216,926	▲ 5.5	1,501	▲ 10.3
2月	226,769	▲ 16.0	1,531	▲ 16.3
3月	303,216	▲ 19.9	2,128	▲ 12.2
4月	207,536	▲ 5.7	1,442	▲ 8.2
5月	201,643	▲ 2.4	1,331	▲ 9.1
6月	241,561	▲ 7.0	1,520	▲ 16.6
7月	263,194	3.9	1,787	1.0
8月	208,683	▲ 2.4	1,457	6.5
9月	274,378	0.8	1,838	0.4
10月	259,132	6.6	1,717	8.4
11月	249,842	▲ 2.0	1,633	▲ 3.9
12月	210,746	▲ 9.3	1,316	▲ 13.2
令和7年1月	238,906	10.1	1,674	11.5
2月	329,918	45.5	1,853	21.0
3月	329,918	8.8	2,302	8.2
4月	217,064	4.6	1,453	0.8

資料出所

(一社)日本自動車販売協会連合会

和歌山県自動車販売協会

※自動車新車登録台数とは、各運輸支局に届出のあった、軽自動車を除く乗用車・貨物車・バスの新規登録台数のこと。



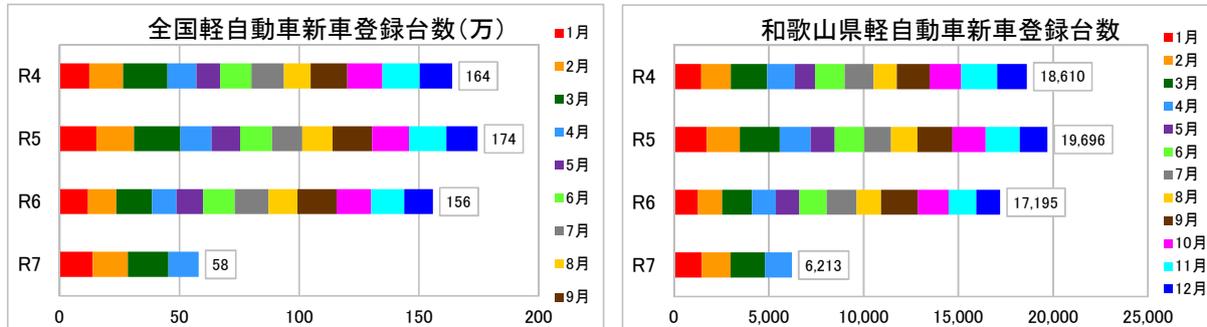
## (2) 軽自動車新車販売台数

- 全国は、4ヶ月連続で対前年同月比増であった。
- 県は、4ヶ月連続で対前年同月比増であった。

年月	軽自動車新車販売台数			
	全国		和歌山県	
		前年比 (%)		前年比 (%)
令和4年	1,638,136	▲ 0.9	18,610	1.3
令和5年	1,744,919	6.5	19,696	5.8
令和6年	1,557,868	▲ 10.7	17,195	▲ 12.7
令和4年1月	122,576	▲ 17.1	1,439	▲ 13.7
2月	140,969	▲ 17.0	1,554	▲ 19.8
3月	185,569	▲ 18.9	1,917	▲ 18.4
4月	120,859	▲ 13.4	1,466	▲ 14.2
5月	100,079	▲ 20.3	1,064	▲ 23.5
6月	130,366	▲ 0.4	1,568	12.1
7月	135,201	3.8	1,521	4.2
8月	110,967	▲ 1.9	1,218	0.5
9月	153,121	35.6	1,731	36.2
10月	147,617	43.9	1,670	51.1
11月	155,538	16.8	1,906	24.3
12月	135,274	15.0	1,556	16.9
令和5年1月	152,841	24.7	1,731	20.3
2月	156,889	11.3	1,741	12.0
3月	193,937	4.5	2,103	9.7
4月	129,605	7.2	1,635	11.5
5月	120,068	20.0	1,271	19.5
6月	132,925	2.0	1,550	▲ 1.1
7月	125,811	▲ 6.9	1,419	▲ 6.7
8月	126,476	14.0	1,386	13.8
9月	165,285	7.9	1,856	7.2
10月	154,528	4.7	1,752	4.9
11月	156,035	0.3	1,791	▲ 6.0
12月	130,519	▲ 3.5	1,461	▲ 6.1
令和6年1月	117,950	▲ 22.8	1,272	▲ 26.5
2月	118,051	▲ 24.8	1,273	▲ 26.9
3月	148,228	▲ 23.6	1,579	▲ 24.9
4月	102,809	▲ 20.7	1,248	▲ 23.7
5月	110,763	▲ 7.7	1,243	▲ 2.2
6月	132,038	▲ 0.7	1,436	▲ 7.4
7月	141,981	12.9	1,579	11.3
8月	119,788	▲ 5.3	1,283	▲ 7.4
9月	164,355	▲ 0.6	1,938	4.4
10月	143,178	▲ 7.3	1,629	▲ 7.0
11月	139,687	▲ 10.5	1,458	▲ 18.6
12月	119,040	▲ 8.8	1,257	▲ 14.0
令和7年1月	137,352	16.4	1,466	15.3
2月	146,593	24.2	1,520	19.4
3月	169,828	14.6	1,802	14.1
4月	125,814	22.4	1,425	14.2

資料出所

(一社)全国軽自動車協会連合会



# ⑦ 家計消費支出・消費者物価指数

(消費者物価指数:2020年=100)

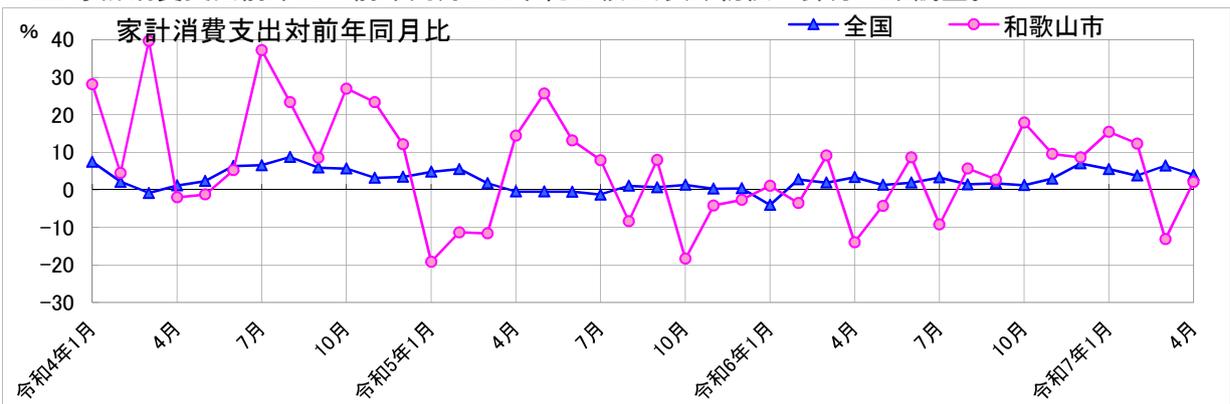
年	全国				和歌山市			
	家計消費支出		消費者物価指数		家計消費支出		消費者物価指数	
	(千円)	前年比 (%)	(総合)	前年比 (%)	(千円)	前年比 (%)	(総合)	前年比 (%)
令和4年	290.865	4.2	102.3	2.5	263.910	16.9	101.3	1.7
令和5年	293.997	1.1	105.6	3.3	259.438	▲ 1.7	103.9	2.6
令和6年	300.243	2.1	108.5	2.7	265.740	2.4	106.2	2.2
年月	(千円)	前年比 (%)		前年比 (%)	(千円)	前年比 (%)		前年比 (%)
令和4年1月	287.801	7.5	100.3	0.5	291.116	28.2	99.9	▲ 0.1
2月	257.887	2.2	100.7	0.9	244.379	4.5	99.8	0.0
3月	307.261	▲ 0.8	101.1	1.2	293.613	39.7	100.1	0.2
4月	304.510	1.2	101.5	2.5	239.627	▲ 2.0	100.4	1.7
5月	287.687	2.4	101.8	2.5	211.165	▲ 1.2	100.6	1.6
6月	276.885	6.4	101.8	2.4	215.179	5.3	100.8	1.7
7月	285.313	6.6	102.3	2.6	294.381	37.2	101.2	1.5
8月	289.974	8.8	102.7	3.0	275.462	23.3	101.3	1.7
9月	280.999	5.9	103.1	3.0	238.543	8.6	102.0	1.9
10月	298.006	5.7	103.7	3.7	292.394	27.0	103.0	3.1
11月	285.947	3.2	103.9	3.8	277.208	23.4	103.4	3.3
12月	328.114	3.4	104.1	4.0	293.850	12.1	103.4	3.4
令和5年1月	301.646	4.8	104.7	4.3	235.415	▲ 19.1	103.8	3.9
2月	272.214	5.6	104.0	3.3	216.784	▲ 11.3	103.0	3.2
3月	312.758	1.8	104.4	3.2	259.543	▲ 11.6	103.1	3.0
4月	303.076	▲ 0.5	105.1	3.5	274.204	14.4	103.2	2.8
5月	286.443	▲ 0.4	105.1	3.2	265.452	25.7	103.4	2.7
6月	275.545	▲ 0.5	105.2	3.3	243.441	13.1	103.3	2.5
7月	281.736	▲ 1.3	105.7	3.3	317.726	7.9	103.7	2.5
8月	293.161	1.1	105.9	3.2	252.453	▲ 8.4	104.1	2.8
9月	282.969	0.7	106.2	3.0	257.492	7.9	104.2	2.2
10月	301.974	1.3	107.1	3.3	238.961	▲ 18.3	105.1	2.0
11月	286.922	0.3	106.9	2.8	265.719	▲ 4.1	105.1	1.6
12月	329.518	0.4	106.8	2.6	286.060	▲ 2.7	105.1	1.7
令和6年1月	289.467	▲ 4.0	106.9	2.2	238.001	1.1	105.2	1.4
2月	279.868	2.8	106.9	2.8	209.155	▲ 3.5	105.0	1.9
3月	318.713	1.9	107.2	2.7	283.276	9.1	104.9	1.7
4月	313.300	3.4	107.7	2.5	235.874	▲ 14.0	105.2	2.0
5月	290.328	1.4	108.1	2.8	254.218	▲ 4.2	105.7	2.3
6月	280.888	1.9	108.2	2.8	264.606	8.7	106.0	2.6
7月	290.931	3.3	108.6	2.8	288.530	▲ 9.2	106.5	2.6
8月	297.487	1.5	109.1	3.0	266.796	5.7	106.8	2.7
9月	287.963	1.8	108.9	2.5	264.558	2.7	106.5	2.2
10月	305.819	1.3	109.5	2.3	281.805	17.9	107.2	2.0
11月	295.518	3.0	110.0	2.9	291.255	9.6	107.6	2.4
12月	352.633	7.0	110.7	3.6	310.811	8.7	108.1	2.8
令和7年1月	305.521	5.5	111.2	4.0	274.820	15.5	108.8	3.4
2月	290.511	3.8	110.8	3.7	234.984	12.3	108.7	3.5
3月	339.232	6.4	111.1	3.6	246.103	▲ 13.1	108.8	3.7
4月	325.717	4.0	111.5	3.6	240.852	2.1	109.4	4.0

資料出所

総務省

※1. 家計消費支出は「2人以上の世帯」

※2. 家計消費支出前年比は前年同月との単純比較であり、物価上昇分は未調整。



### ⑧ 新設住宅着工戸数

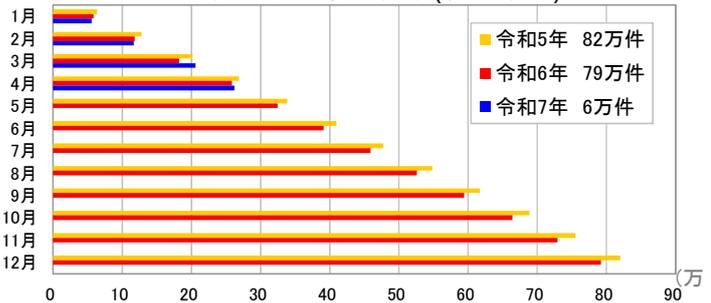
- 全国は、3ヶ月ぶりに対前年同月比減であった。
- 県は、2ヶ月ぶりに対前年同月比増であった。

年月	全国									和歌山県								
	着工戸数			分譲住宅						着工戸数			分譲住宅					
	前年比 (%)	持家	貸家	給与住宅	うちマンション除く	うちマンション	前年比 (%)	持家	貸家	給与住宅	うちマンション除く	うちマンション						
令和4年	859,529	0.4	253,287	345,080	5,675	255,487	147,289	108,198	4,758	3.6	2,580	1,308	30	840	568	272		
令和5年	819,633	▲4.6	224,362	343,894	5,078	246,299	138,420	107,879	3,958	▲16.8	2,039	1,309	14	596	504	92		
令和6年	792,070	▲3.4	218,124	342,025	6,613	225,308	120,654	104,654	3,800	▲4.0	1,961	1,407	14	418	403	15		

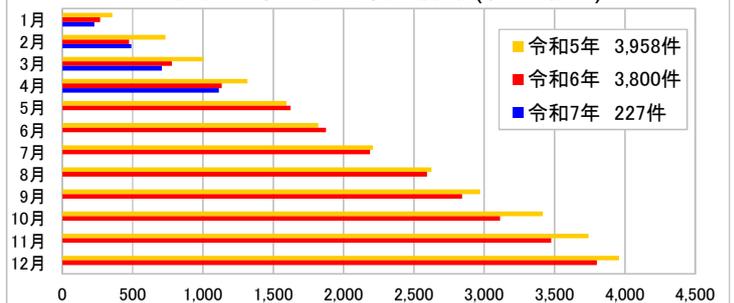
資料出所

国土交通省

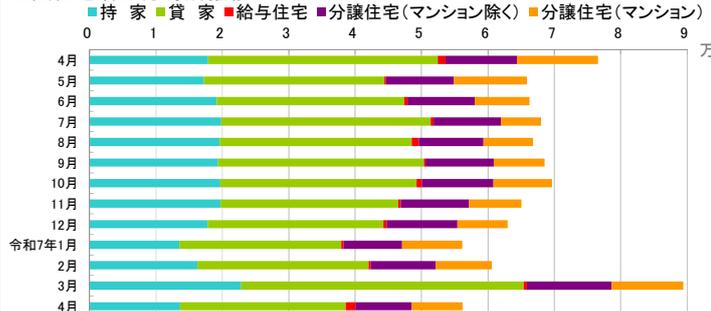
全国の住宅着工件数(各月累計)



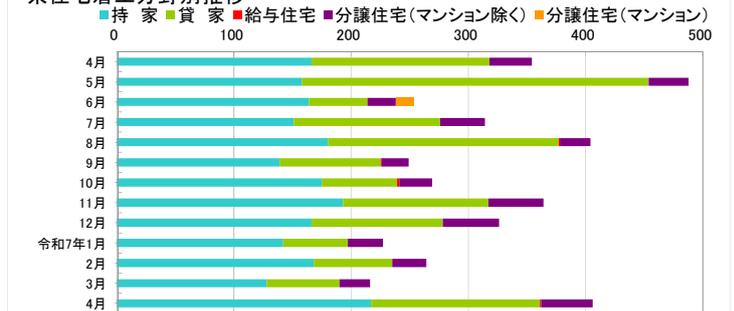
和歌山県の住宅着工件数(各月累計)



全国住宅着工分野別推移



県住宅着工分野別推移



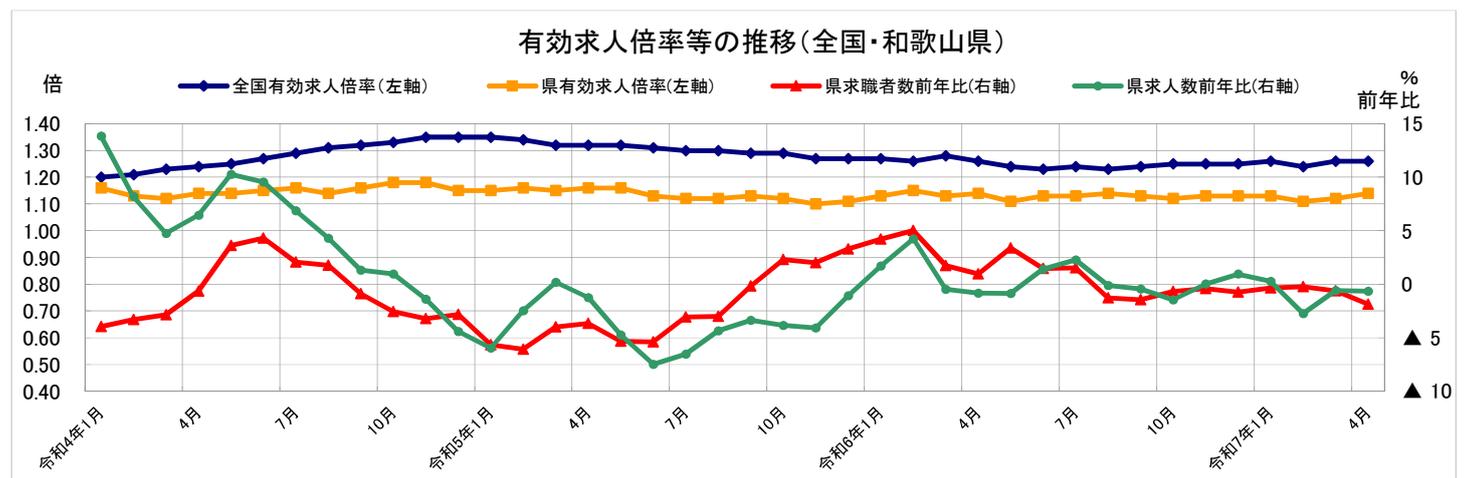
⑨ 有効求人倍率及び完全失業率

※暦年分は年平均

※季節調整値

年	有効求人倍率(季節調整済)				求職者数、求人数(原数値)				完全失業率	
	全国		和歌山県		和歌山県				全国	
	年計(倍)	前年差	年計(倍)	前年差	有効求職者数 年平均(人)	前年比(%)	有効求人数 年平均(人)	前年比(%)	年平均(%)	前年差
令和4年	1.28	0.15	1.15	0.06	14,777	▲0.66	16,977	4.83	2.6	▲0.23
令和5年	1.31	0.03	1.13	▲0.02	14,409	▲2.49	16,340	▲3.75	2.6	▲0.02
令和6年	1.25	▲0.06	1.13	0.00	14,570	1.12	16,427	0.53	2.5	▲0.04
年月	(倍)	前月差	(倍)	前月差	(人)	前年比(%)	(人)	前年比(%)	(%)	前月差
令和4年1月	1.20	0.02	1.16	0.00	14,023	▲3.9	17,246	13.9	2.8	0.1
2月	1.21	0.01	1.13	▲0.03	14,366	▲3.3	16,842	8.2	2.7	▲0.1
3月	1.23	0.02	1.12	▲0.01	14,930	▲2.8	16,974	4.7	2.6	▲0.1
4月	1.24	0.01	1.14	0.02	15,771	▲0.6	16,627	6.5	2.6	0.0
5月	1.25	0.01	1.14	0.00	15,975	3.6	16,960	10.3	2.6	0.0
6月	1.27	0.02	1.15	0.01	15,619	4.3	17,023	9.6	2.6	0.0
7月	1.29	0.02	1.16	0.01	14,979	2.1	16,726	6.9	2.5	▲0.1
8月	1.31	0.02	1.14	▲0.02	15,035	1.8	16,785	4.3	2.5	0.0
9月	1.32	0.01	1.16	0.02	14,813	▲0.9	17,001	1.3	2.6	0.1
10月	1.33	0.01	1.18	0.02	14,606	▲2.5	17,553	1.0	2.6	0.0
11月	1.35	0.02	1.18	0.00	14,127	▲3.2	17,464	▲1.4	2.5	▲0.1
12月	1.35	0.00	1.15	▲0.03	13,077	▲2.8	16,517	▲4.4	2.5	0.0
令和5年1月	1.35	0.00	1.15	0.00	13,231	▲5.6	16,218	▲6.0	2.5	0.0
2月	1.34	▲0.01	1.16	0.01	13,495	▲6.1	16,428	▲2.5	2.6	0.1
3月	1.32	▲0.02	1.15	▲0.01	14,334	▲4.0	17,008	0.2	2.7	0.1
4月	1.32	0.00	1.16	0.01	15,195	▲3.7	16,419	▲1.3	2.6	▲0.1
5月	1.32	0.00	1.16	0.00	15,122	▲5.3	16,156	▲4.7	2.5	▲0.1
6月	1.31	▲0.01	1.13	▲0.03	14,776	▲5.4	15,751	▲7.5	2.5	0.0
7月	1.30	▲0.01	1.12	▲0.01	14,521	▲3.1	15,635	▲6.5	2.6	0.1
8月	1.30	0.00	1.12	0.00	14,582	▲3.0	16,056	▲4.3	2.6	0.0
9月	1.29	▲0.01	1.13	0.01	14,788	▲0.2	16,428	▲3.4	2.6	0.0
10月	1.29	0.00	1.12	▲0.01	14,944	2.3	16,880	▲3.8	2.6	0.0
11月	1.27	▲0.02	1.10	▲0.02	14,410	2.0	16,755	▲4.1	2.6	0.0
12月	1.27	0.00	1.11	0.01	13,508	3.3	16,343	▲1.1	2.5	▲0.1
令和6年1月	1.27	0.00	1.13	0.02	13,789	4.2	16,494	1.7	2.5	0.0
2月	1.26	▲0.01	1.15	0.02	14,172	5.0	17,128	4.3	2.6	0.1
3月	1.28	0.02	1.13	▲0.02	14,585	1.8	16,931	▲0.5	2.6	0.0
4月	1.26	▲0.02	1.14	0.01	15,341	1.0	16,286	▲0.8	2.6	0.0
5月	1.24	▲0.02	1.11	▲0.03	15,634	3.4	16,020	▲0.8	2.6	0.0
6月	1.23	▲0.01	1.13	0.02	14,996	1.5	15,976	1.4	2.5	▲0.1
7月	1.24	0.01	1.13	0.00	14,746	1.5	15,992	2.3	2.6	0.1
8月	1.23	▲0.01	1.14	0.01	14,397	▲1.3	16,041	▲0.1	2.5	▲0.1
9月	1.24	0.01	1.13	▲0.01	14,575	▲1.4	16,358	▲0.4	2.4	▲0.1
10月	1.25	0.01	1.12	▲0.01	14,843	▲0.7	16,638	▲1.4	2.5	0.1
11月	1.25	0.00	1.13	0.01	14,353	▲0.4	16,760	0.0	2.5	0.0
12月	1.25	0.00	1.13	0.00	13,411	▲0.7	16,499	1.0	2.5	0.0
令和7年1月	1.26	0.01	1.13	0.00	13,743	▲0.3	16,542	0.3	2.5	0.0
2月	1.24	▲0.02	1.11	▲0.02	14,141	▲0.2	16,659	▲2.7	2.4	▲0.1
3月	1.26	0.02	1.12	0.01	14,495	▲0.6	16,834	▲0.6	2.5	0.1
4月	1.26	0.00	1.14	0.02	15,053	▲1.9	16,181	▲0.6	2.5	0.0

※有効求人倍率・完全失業率ともに、令和2年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。



# ⑩ 労働時間指数(所定内・所定外)・実質賃金指数(現金給与総額)

(注)事業所規模30人以上

(令和2年=100)

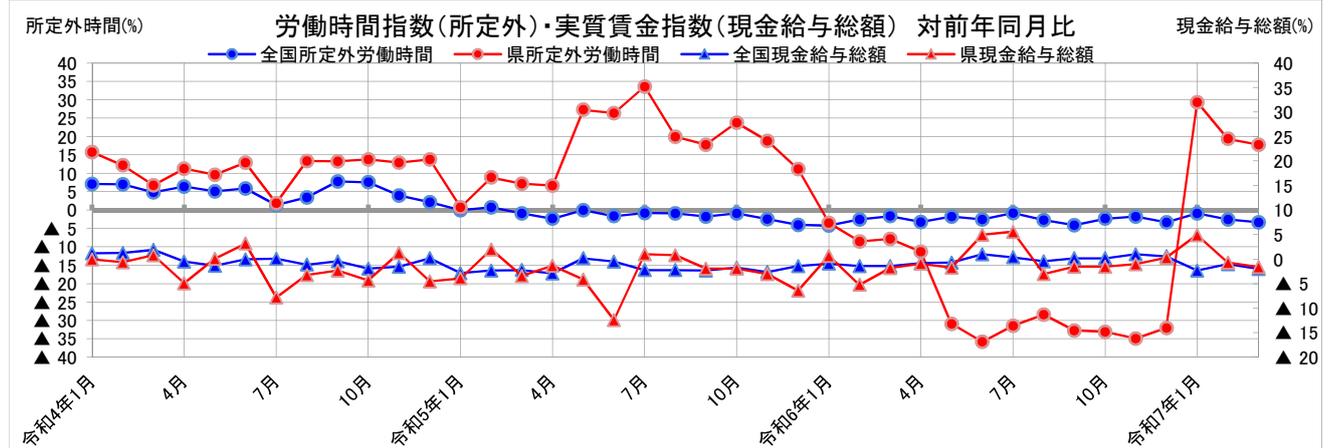
※調査対象事業所について、平成30年から、従来の2～3年に一度行う総入れ替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入れ替え方式に変更となった。

※全国の値については、令和元年6月分速報から、「500人以上規模の事業所」について全数調査による値に変更となっており、令和元年6月分から令和2年5月分までの前年同月比は、前年同月の値として抽出調査による値を用いているので注意。なお、平成30年11月分速報から、平成24年以降において東京都の「500人以上規模の事業所」についても再集計した値(再集計値)に変更しており、従来の公表値とは接続しないことに注意。

年月	全国(調査産業計)						和歌山県(調査産業計)					
	労働時間指数 (所定内労働時間)		労働時間指数 (所定外労働時間)		実質賃金指数 (現金給与総額)		労働時間指数 (所定内労働時間)		労働時間指数 (所定外労働時間)		実質賃金指数 (現金給与総額)	
	年平均	前年比 (%)	年平均	前年比 (%)	年平均	前年比 (%)	年平均	前年比 (%)	年平均	前年比 (%)	年平均	前年比 (%)
令和4年	101.1	0.2	113.0	5.2	101.3	0.1	101.2	▲2.3	123.1	11.5	103.8	▲1.8
令和5年	101.6	0.5	111.6	▲1.2	99.3	▲2.0	101.3	0.1	143.8	16.8	99.9	▲3.8
令和6年	101.2	▲0.6	108.4	▲2.6	99.0	0.1	101.8	0.7	107.8	▲25.7	98.7	0.1
年月	指数	前年同月比 (%)	指数	前年同月比 (%)	指数	前年同月比 (%)	指数	前年同月比 (%)	指数	前年同月比 (%)	指数	前年同月比 (%)
令和4年1月	96.5	0.7	109.3	7.1	84.6	1.2	95.8	▲2.9	119.2	15.8	92.0	0.0
2月	96.2	0.3	110.2	7.0	82.9	1.3	96.3	▲3.1	113.1	12.2	84.7	▲0.6
3月	101.8	▲0.9	116.7	4.9	89.4	1.9	99.9	▲2.3	113.1	6.8	92.0	0.8
4月	105.0	▲1.6	119.4	6.4	86.5	▲0.5	105.3	▲3.3	121.2	11.3	86.6	▲4.9
5月	97.1	0.7	108.3	5.1	84.3	▲1.3	96.5	▲2.8	118.2	9.6	88.5	0.1
6月	106.1	1.4	112.0	5.9	150.7	0.0	107.1	0.7	126.3	12.9	165.4	3.2
7月	104.1	▲0.1	112.0	1.4	117.2	0.1	102.8	▲1.7	117.2	1.9	105.6	▲7.8
8月	98.6	2.3	104.6	3.5	83.2	▲1.1	99.4	▲2.5	121.2	13.4	86.8	▲3.2
9月	101.7	1.3	113.0	7.8	83.0	▲0.4	102.8	▲1.4	130.3	13.3	83.9	▲2.3
10月	101.8	▲0.9	116.7	7.6	82.2	▲1.9	101.7	▲3.3	127.3	13.8	83.9	▲4.3
11月	102.9	▲0.3	116.7	4.0	86.0	▲1.5	103.8	▲2.4	134.3	12.9	90.8	1.3
12月	101.5	▲0.5	116.7	2.2	183.3	0.2	102.4	▲2.8	135.4	13.8	184.0	▲4.5
令和5年1月	95.6	▲0.9	109.3	0.0	82.2	▲2.8	94.5	▲1.4	118.2	0.8	88.4	▲3.9
2月	98.5	2.4	111.1	0.8	81.0	▲2.3	98.3	2.1	123.2	8.9	86.4	2.0
3月	102.9	1.1	115.7	▲0.9	87.4	▲2.2	100.2	0.3	121.2	7.2	88.9	▲3.4
4月	104.7	▲0.3	116.7	▲2.3	84.0	▲2.9	105.0	▲0.3	129.3	6.7	85.5	▲1.3
5月	99.7	2.7	108.3	0.0	84.5	0.5	99.2	2.8	150.5	27.3	84.9	▲4.1
6月	106.3	0.2	110.2	▲1.6	150.0	▲0.5	106.7	▲0.4	159.6	26.4	144.9	▲12.4
7月	103.6	▲0.5	111.1	▲0.8	114.6	▲2.2	103.0	0.2	156.6	33.6	106.7	1.0
8月	98.8	0.2	103.7	▲0.9	81.4	▲2.2	98.5	▲0.9	145.5	20.0	87.5	0.8
9月	101.4	▲0.3	111.1	▲1.7	81.1	▲2.3	103.0	0.2	153.5	17.8	82.3	▲1.9
10月	103.3	1.5	115.7	▲0.9	80.8	▲1.7	102.2	0.5	157.6	23.8	82.3	▲1.9
11月	103.4	0.5	113.9	▲2.4	83.8	▲2.6	103.3	▲0.5	159.6	18.8	88.1	▲3.0
12月	101.2	▲0.3	112.0	▲4.0	180.7	▲1.4	101.1	▲1.3	150.5	11.2	172.3	▲6.4
令和6年1月	95.4	▲0.4	103.7	▲4.2	81.1	▲0.9	96.5	2.1	110.1	▲3.5	88.0	0.7
2月	98.8	0.0	108.3	▲2.5	79.5	▲1.4	101.4	3.3	109.1	▲8.5	80.7	▲5.2
3月	100.1	▲2.8	113.0	▲1.6	85.8	▲1.4	99.1	▲0.7	108.1	▲7.8	87.6	▲1.8
4月	104.4	▲0.5	113.0	▲3.2	83.0	▲0.8	105.4	0.6	111.1	▲11.3	83.5	▲0.9
5月	101.9	2.0	106.5	▲1.7	83.6	▲0.7	101.2	1.9	106.1	▲30.9	82.9	▲1.7
6月	103.4	▲3.0	107.4	▲2.5	150.6	1.0	105.4	▲1.0	105.1	▲35.8	146.2	5.0
7月	105.1	1.3	109.3	▲0.8	114.4	0.4	103.5	0.6	110.1	▲31.4	112.5	5.6
8月	98.4	▲0.6	100.0	▲2.7	80.9	▲0.4	99.1	1.0	107.1	▲28.4	84.3	▲3.0
9月	98.8	▲2.9	106.5	▲4.1	81.1	0.2	101.9	▲0.9	106.1	▲32.7	80.3	▲1.5
10月	103.8	0.3	113.0	▲2.3	80.8	0.2	102.1	0.0	108.1	▲33.1	80.1	▲1.5
11月	103.6	0.0	112.0	▲1.7	84.4	1.0	104.5	1.3	107.1	▲34.9	86.5	▲1.0
12月	100.7	▲0.8	108.3	▲3.3	180.5	0.6	102.0	1.1	105.1	▲32.0	169.3	0.3
令和7年1月	95.6	0.2	102.8	▲0.9	79.2	▲2.3	92.9	▲3.7	142.4	29.3	92.3	4.9
2月	95.8	▲3.0	105.6	▲2.5	78.7	▲1.0	98.2	▲3.2	130.3	19.4	80.1	▲0.7
3月	97.5	▲2.6	109.3	▲3.3	84.1	▲2.0	94.8	▲4.3	127.3	17.8	86.2	▲1.6

厚生労働省

県調査統計課



### ⑪ 観光(宿泊施設の客室稼働率・定員稼働率)

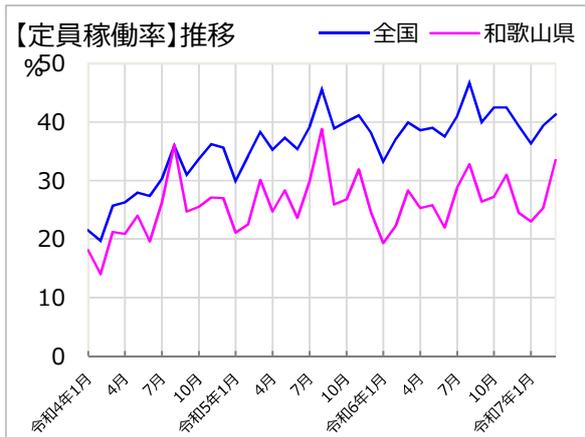
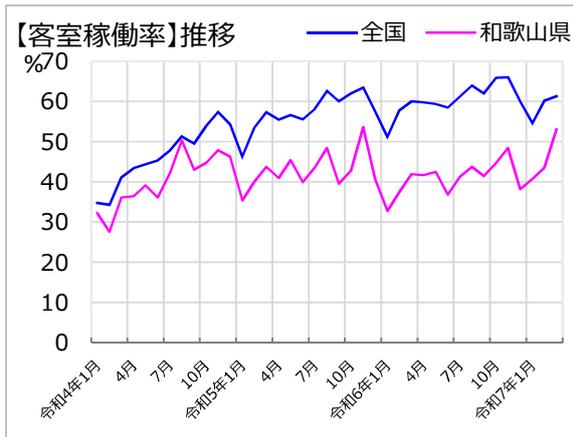
年	客室稼働率(※1)				定員稼働率(※2)			
	全国		和歌山県		全国		和歌山県	
	(%)	前年差 (ポイント)	(%)	前年差 (ポイント)	(%)	前年差 (ポイント)	(%)	前年差 (ポイント)
令和4年	46.5	12.2	40.3	5.2	29.4	8.9	23.8	3.4
令和5年	57.4	10.9	42.8	2.5	37.8	8.4	27.4	3.6
令和6年	60.5	3.1	40.9	▲ 1.9	39.8	2.0	26.2	▲ 1.2
年月	(%)	前年同月差 (ポイント)	(%)	前年同月差 (ポイント)	(%)	前年同月差 (ポイント)	(%)	前年同月差 (ポイント)
令和4年1月	34.8	11.2	32.2	8.2	21.5	8.3	18.1	6.1
2月	34.3	7.2	27.6	0.5	19.7	4.8	14.0	0.9
3月	41.1	6.6	36.1	1.0	25.7	5.1	21.2	0.0
4月	43.4	12.4	36.4	8.5	26.3	8.8	20.9	5.9
5月	44.4	17.7	39.1	14.1	27.9	12.2	24.0	10.2
6月	45.3	16.7	36.1	8.8	27.4	11.8	19.6	5.9
7月	47.8	11.7	42.2	2.0	30.3	7.5	26.3	0.4
8月	51.3	15.2	50.3	6.1	36.0	12.2	36.1	4.5
9月	49.5	18.3	43.0	7.9	31.0	13.1	24.7	4.9
10月	53.8	13.0	44.7	2.1	33.7	9.4	25.5	2.7
11月	57.4	10.5	47.9	0.0	36.2	7.3	27.1	▲ 1.0
12月	54.3	7.8	46.3	2.7	35.6	5.9	27.0	0.6
令和5年1月	46.3	11.5	35.4	3.2	29.9	8.4	21.1	3.0
2月	53.4	19.1	40.0	12.4	34.2	14.5	22.5	8.5
3月	57.3	16.2	43.7	7.6	38.3	12.6	30.1	8.9
4月	55.5	12.1	41.0	4.6	35.3	9.0	24.7	3.8
5月	56.6	12.2	45.4	6.3	37.3	9.4	28.3	4.3
6月	55.6	10.3	39.9	3.8	35.4	8.0	23.6	4.0
7月	58.1	10.3	43.5	1.3	39.2	8.9	29.9	3.6
8月	62.6	11.3	48.4	▲ 1.9	45.6	9.6	38.8	2.7
9月	60.0	10.5	39.5	▲ 3.5	38.9	7.9	25.9	1.2
10月	62.0	8.2	42.8	▲ 1.9	40.1	6.4	26.8	1.3
11月	63.4	6.0	53.6	5.7	41.1	4.9	31.9	4.8
12月	57.5	3.2	40.7	▲ 5.6	38.2	2.6	24.5	▲ 2.5
令和6年1月	51.2	4.9	32.8	▲ 2.6	33.2	3.3	19.3	▲ 1.8
2月	57.8	4.4	37.5	▲ 2.5	37.1	2.9	22.3	▲ 0.2
3月	60.0	2.7	41.9	▲ 1.8	39.9	1.6	28.3	▲ 1.8
4月	59.8	4.3	41.7	0.7	38.6	3.3	25.3	0.6
5月	59.4	2.8	42.5	▲ 2.9	39.0	1.7	25.8	▲ 2.5
6月	58.5	2.9	36.8	▲ 3.1	37.5	2.1	22.0	▲ 1.6
7月	61.2	3.1	41.2	▲ 2.3	41.0	1.8	28.8	▲ 1.1
8月	64.0	1.4	43.7	▲ 4.7	46.7	1.1	32.8	▲ 6.0
9月	62.0	2.0	41.4	1.9	40.0	1.1	26.4	0.5
10月	65.9	3.9	44.7	1.9	42.5	2.4	27.2	0.4
11月	66.0	2.6	48.4	▲ 5.2	42.5	1.4	31.0	▲ 0.9
12月	59.9	2.4	38.2	▲ 2.5	39.3	1.1	24.5	0.0
令和7年1月	54.6	3.4	40.7	7.9	36.3	3.1	23.0	3.7
2月	60.2	2.4	43.5	6.0	39.4	2.3	25.3	3.0
3月	61.3	1.3	53.1	11.2	41.3	1.4	33.5	5.2

資料出所

観光庁「宿泊旅行統計調査」

※1. 客室稼働率とは、総客室数に対する利用客室数の割合を計算したものであり、例えば、総客室数2室のうち1室を利用した場合、客室稼働率は50%となる。

※2. 定員稼働率とは、総客室定員数に対する宿泊者数の割合を計算したものであり、例えば、定員2名の客室に1名が宿泊した場合、定員稼働率は50%となる。



# 内閣府「月例経済報告」による景気判断

基調判断と主要項目判断は、以下のとおり

時期	基調判断	企業収益	設備投資	雇用情勢	個人消費	住宅建設	輸出	生産
令和5年5月	↑ 景気は、緩やかに回復している。	総じてみれば改善しているが、そのテンポは緩やかになっている	→ 持ち直している	→ 持ち直している	↑ 持ち直している。	→ 底堅い動きとなっている	↑ 底堅い動きとなっている。	↑ 持ち直しの兆しがみられる。
令和5年6月	→	→ 総じてみれば緩やかに改善している。	→	↑ このところ改善の動きがみられる。	→	→	→	→
令和5年7月	→	→	→	→	→	→	→	→
令和5年8月	→	→	→	→ 改善の動きがみられる	→	↓ おおむね横ばいとなっている	↑ このところ持ち直しの動きがみられる	→
令和5年9月	→	↑ 総じてみれば改善している。	→	→	→	↓ このところ弱含んでいる	→	→
令和5年10月	→	→	→	→	→	→	→	→
令和5年11月	↓ 景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	→	↓ 持ち直しに足踏みがみられる。	→	→	→	→	→
令和5年12月	→	→	→	→	→	→	→	→
令和6年1月	→	→	→	→	→	→	↓ このところ持ち直しの動きに足踏みがみられる。	→
令和6年2月	↓ 景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	→	→	→	↓ 持ち直しに足踏みがみられる。	→	→	↓ 持ち直しに向かっていたものの、一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響により、このところ生産活動が低下している。
令和6年3月	→	→	↑ 持ち直しの動きがみられる	→	→	→	→	→
令和6年4月	→	→	→	→	→	→	→	→
令和6年5月	→	→	→	→	→	→	→	↑ 一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響により、生産活動が低下していたが、このところ持ち直しの動きがみられる。
令和6年6月	→	→	→	→	→	→	→	↑ このところ持ち直しの動きがみられる。
令和6年7月	→	→	→	→	→	→	→ おおむね横ばいとなっている	→
令和6年8月	↑ 景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している	→	→	→	↑ 一部に足踏みが残るものの、このところ持ち直しの動きがみられる	↑ おおむね横ばいとなっている	→	→
令和6年9月	→	→	→	→	→	→	→	→ 持ち直しの動きがみられる
令和6年10月	→	→	→	→	→	→	→	→ このところ横ばいとなっている
令和6年11月	→	→	→	→	→ 一部に足踏みが残るものの、持ち直しの動きがみられる	→	→	→
令和6年12月	→	↓ 総じてみれば改善しているが、そのテンポは緩やかになっている。	→	→	→	→	→	→ 横ばいとなっている
令和7年1月	→	→	→	→	→	→	→	→
令和7年2月	→	→	→	→	→	→	↑ このところ持ち直しの動きがみられる	→
令和7年3月	→	↑ 改善している	→	→	→	→	→	→
令和7年4月	↓ 景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	→	→	→	→ 消費者マインドが弱含んでいるものの、雇用・所得環境の改善の動きが続く中で、持ち直しの動きがみられる	→	→	→
令和7年5月	→	→	→	→	→	→	→	→

## 和歌山県内経済情勢報告

(令和7年4月判断)

## 1. 総論

【総括判断】「持ち直している」(判断を据え置き)

項目	前回(7年1月判断)	今回(7年4月判断)	前回比較
総括判断	持ち直している	持ち直している	→

(注) 令和7年4月判断は、前回7年1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

(判断の要点)

個人消費は、持ち直している。生産活動は、足踏みの状況にあるほか、雇用情勢は、緩やかに持ち直しているなど、全体としては、持ち直している。

【各項目の判断】

項目	前回(7年1月判断)	今回(7年4月判断)	前回比較
個人消費	持ち直している	持ち直している	→
生産活動	足踏みの状況にある	足踏みの状況にある	→
雇用情勢	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	→
設備投資	6年度は前年度を上回る見込み	6年度は前年度を上回る見込み	→
企業収益	6年度は減益見込み	6年度は減益見込み	→

【先行き】

先行きについては、雇用・所得環境の改善や、各種政策効果が持ち直しを支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。

## 2. 各論

### 【主な項目】

#### ■ 個人消費 「持ち直している」

百貨店・スーパー販売は、冬物衣料品の需要が好調であったことから衣料品の売上げが増加しているほか、値上げの影響で客単価が上昇していることから、飲食料品の売上げが増加している。

コンビニエンスストア販売は、価格上昇の影響に伴い売上げが増加している。

ドラッグストア販売は、食料品や日用品の買上げ点数が減少しているものの、価格上昇の影響から売上げが増加しており、堅調に推移している。

家電大型専門店販売は、エアコンや冷蔵庫が好調であることから、前年の売上げを上回っている。

乗用車の新車登録届出台数は、前年の一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響の反動などで前年を上回っている。

観光動向は、県内主要観光地において、円安の影響などにより外国人観光客数が増加していることから、観光客数が堅調に推移しており、持ち直している。

#### (主なヒアリング結果)

- 他の精肉と比べて、ミンチ肉などの低価格の商品の需要が高まっていることから、畜産物の売上げは前年を下回っている一方、キャベツなどの葉物野菜が高騰している影響もあって、農産物の売上げは前年を上回っている。全体としてみれば、前年と比べると来店客数や買上げ点数は減少、客単価は上昇するという傾向が継続している。(百貨店・スーパー)
- 気温の低下に伴い、冬場における冬物衣料品の売上げは好調となったものの、春先は気温がなかなか上がってこなかったことから、春物衣料品の売上げが低調となった。(百貨店・スーパー)
- 商品の価格が上がっていることなどから、食料品や日用品の買上げ点数は減少している。日用品については、大容量でお得感のあるものがよく売れるようになっている。(ドラッグストア)
- 新生活需要の高まりや商品価格の上昇により、エアコンや冷蔵庫の売上げが前年を上回っている。足下では、補助金の影響で買替えの相談に来る顧客が増加している。(家電量販店)
- メーカーの生産状況の影響から、ほとんどの車種で受注制限がかかっている状況ではあるが、前年は一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響が大きかったこともあり、今期の販売台数は前年を上回っている。(自動車販売店)
- 全体の観光客数について、行楽シーズンであった前期と比較すると減少しているものの、前年同期と比べて増加しており、特に外国人観光客が増加している。(公共団体)

#### ■ 生産活動 「足踏みの状況にある」

鉱工業生産指数でみると、「鉄鋼業」などは低下しているものの、「機械工業」などは上昇している。

企業からは、中国経済減退の影響が継続していることなどから生産量が停滞しているとの声が聞かれており、生産活動は、足踏みの状況にある。

#### (主なヒアリング結果)

- 大阪・関西万博の施設建設やインバウンドの増加を背景とした新たな宿泊施設の建設によって、生産量が増加している。(はん用機械)
- 国内向けの受注が前年を下回って推移しているほか、海外向けについても、中国の内需が引き続き低調となっていることなどから前年を下回っている。(生産用機械)
- 衣料用洗剤や柔軟剤の販売状況が好調となっているほか、食器用洗剤の新製品もよく売れていることから、生産量が増加している。(化学)
- 中東や米国向けを中心にエネルギー関連製品の需要は好調となっているものの、全体としてみれば需要は低迷しており、さらに、海外で過剰に生産された鋼材が流入していることなどから、収益環境も悪化している。(鉄鋼)

## ■ 雇用情勢 「緩やかに持ち直している」

新規求人数は、減少しているものの、有効求人倍率は、おおむね横ばいで推移しており、雇用情勢は、緩やかに持ち直している。

(主なヒアリング結果)

- 「建設業」について、物価高による資材価格の高騰や人件費の増加によって、建設コストが上昇しているとの声が聞かれており、企業が一時的に求人を出すのを見送っているという印象を受けている。(公的機関)
- 営業部門や技術部門の人員を確保したいが、募集をかけてもなかなか応募がない。(はん用機械)
- DX化などで効率化を図り事務員の採用を控える一方で、ドライバーや整備士を増やしていきたいと考えているが、同業他社に転職する場合などもあり、ドライバーが不足している。(運輸・郵便)
- 非正規職員の入れ替わりが激しく、一部では不足感がある。大阪府と賃金格差があることから、人材が流出しており、採用が難しくなっている。(百貨店・スーパー)
- IT技術者の賃金が上昇傾向にあることから、人材定着の観点も踏まえて、職種ごとの賃上げの水準にメリハリをつけている。(情報通信)
- 個人経営の民宿等では主に日本人スタッフが雇用されているが、ホテルなどの大型宿泊施設ではフロントを中心に多国籍の外国人スタッフが増加している。(公共団体)

## ■ 設備投資 「6年度は前年度を上回る見込み」

法人企業景気予測調査(令和7年1-3月期調査)でみると、6年度の設備投資は、全産業で前年度を上回る見込みとなっている。産業別では、製造業、非製造業ともに前年度を上回る見込みとなっている。

## ■ 企業収益 「6年度は減益見込み」

法人企業景気予測調査(令和7年1-3月期調査)でみると、6年度の経常利益は、全産業で減益見込みとなっている。産業別では、製造業で赤字転化見込み、非製造業で減益見込みとなっている。

### 【その他の項目】

## ■ 住宅建設 「前年を上回る」

新設住宅着工戸数(3ヶ月後方移動平均値)でみると、前年を上回っている。内訳でみると、持家、貸家、分譲すべてで前年を上回っている。

## ■ 公共事業 「前年を下回る」

前払金保証請負金額(年度累計額)でみると、前年を下回っている。内訳でみると、国で前年を上回っているものの、県、市町村、独立行政法人等で前年を下回っている。

## ■ 企業倒産 「倒産件数、負債総額ともに前年を上回っている」

倒産件数、負債総額ともに前年を上回っている。

## ■ 景況判断 「「下降」超となっている」

法人企業景気予測調査(令和7年1-3月期調査)の景況判断BSIでみると、全産業で「下降」超となっている。

産業別では、製造業で「上昇」と「下降」が均衡しているものの、非製造業で「下降」超となっている。

規模別では、大企業、中堅企業で「上昇」超となっているものの、中小企業で「下降」超となっている。

事業主の皆さまへ

# 賃金引き上げの支援策

## 厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

### 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。  
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

**活用例** 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

#### 活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

### キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。  
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

**活用例** 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

#### 活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

### 働き方改革推進支援助成金

**労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主**に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

**活用例** 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

#### 活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ) + 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

# 人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

## 活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

## 活用のポイント

### 職業訓練 + 経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

# 人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

## 活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

## 活用のポイント

### 雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算  
(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

# より高い処遇への労働移動等への支援

## 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円~240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

## 早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

## 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

## 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku\\_nitsuite/bunya/package.00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package.00007.html)



(R7.4)

# 令和7年度業務改善助成金のご案内

## 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給  
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

### <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 対象事業者・申請の単位

- 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

## 申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日	令和8年1月31日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

# 助成上限額・助成率

## 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

## 助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

## 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 「引き上げる労働者数」の教え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることで、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金1,000円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可

1,070円

■ 引上げ人数は2名とカウント

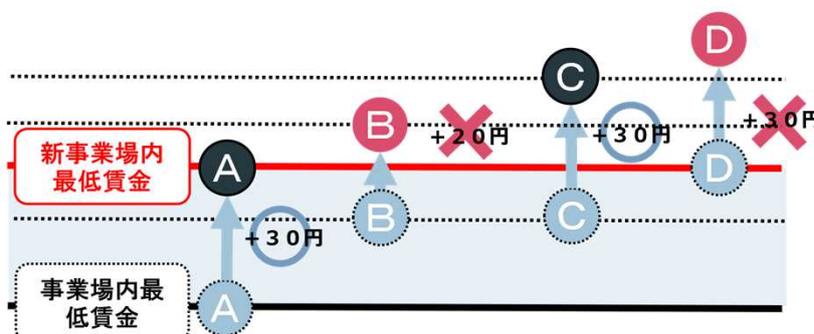
1,050円

1,040円

1,030円

1,020円

1,000円



A：引上げ人数としてカウント  
B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引上げ人数としては、申請コースの額（30円）以上引き上げているCのみ対象。  
D：既に新事業場内最低賃金以上なので、30円以上引き上げてもカウントしない。

## 助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。  
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> </ul>
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

○事業場内最低賃金が980円

→助成率4/5

○8人の労働者を1,070円まで引上げ（90円コース）

→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

480万円  
(=600万円×4/5)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円  
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)



**450万円**が支給されます。

## 賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,000円→1,050円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を完了（※）



**対象!**

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を実施

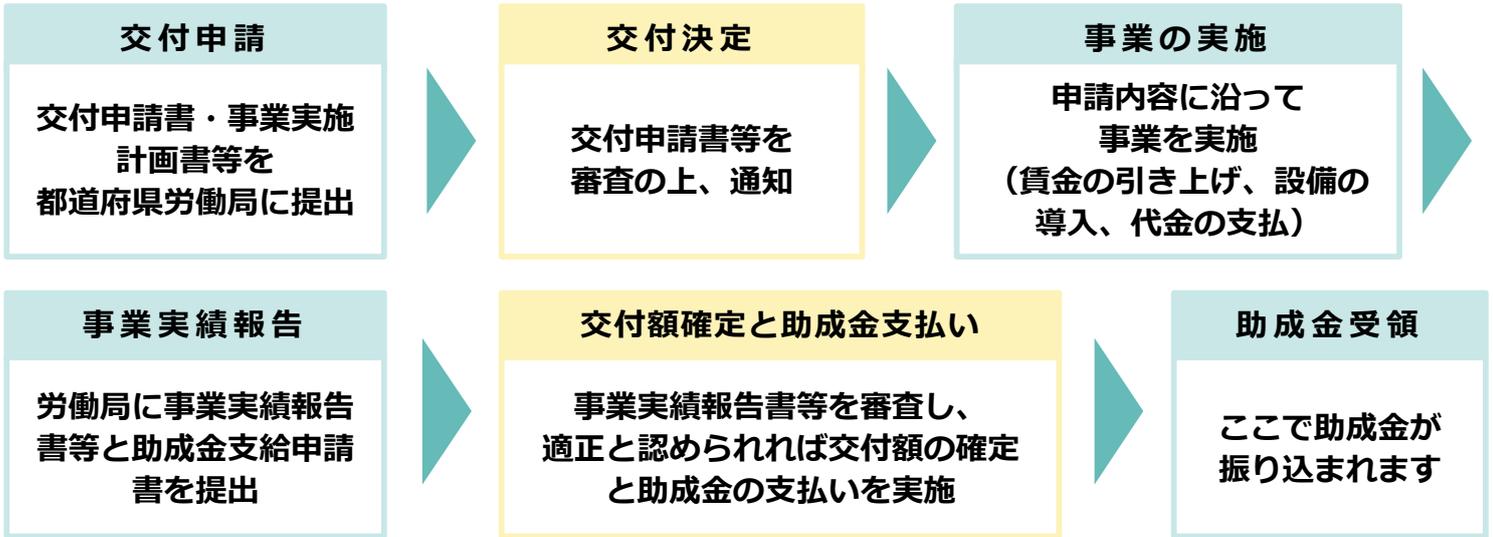


**対象外**

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業場の申請は年度内1回までです。**

### (参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



### 令和6年度からの主な変更点

- ・ 事業主単位での申請上限600万円までとなりました。
- ・ 大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
- ・ 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
- ・ 事業完了期限が、2026（令和8）年1月31日※になりました。

※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2026（令和8）年3月31日とできる場合があります。

### 参考ウェブサイト

- ・ **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- ・ **最低賃金特設サイト**  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

**電話番号：0120-366-440**（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

経済財政運営と改革の基本方針 2025 について

〔令和 7 年 6 月 1 3 日〕  
閣 議 決 定

経済財政運営と改革の基本方針 2025 を別紙のとおり定める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2025  
～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～

令和7年6月13日

## 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

### 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

#### (1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

2029年度までの5年間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化、生産性向上、事業承継・M&Aによる経営基盤強化及び地域の人材育成と処遇改善に取り組む。

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」<sup>5</sup>に基づく取組として、低入札価格調査制度<sup>6</sup>及び最低制限価格制度<sup>7</sup>の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」<sup>8</sup>に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保<sup>9</sup>等<sup>10</sup>を進める。中小受託取引適正化法<sup>11</sup>の執行体制を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」<sup>12</sup>の周知広報を徹底する。パートナーシップ構築宣言の拡大や実効性の向上を含め、サプライチェーン全体で取引適正化を進める。中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法<sup>13</sup>上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワーク<sup>14</sup>を通じたりテラシーの向上等に取り組む。

生産性向上については、飲食業、宿泊業、小売業等の12業種で策定した「省力化投資促進プラン」<sup>5</sup>に基づく官民での取組の目標を達成するため、2029年度までの集中的な取組として、デジタル支援ツールを活用したサポート、全国的な伴走型支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、2029年度までの5年間でおおむね60兆円の生産性向上投資を官民で実現する。地域の経営人材を確保するため、「週一副社長」<sup>15</sup>の普及、マッチング支援の強化、副業・兼業の促進に取り組む。

事業承継・M&Aについては、「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」<sup>5</sup>に基づき、支援機関による売手側のニーズの掘り起こしの強化、事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化等に取り組む。事業承継税制（特例措置）に関し、令和7年度与党税制改正大綱の記載<sup>16</sup>に鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進めるとともに、後継者の経営能力の育成に取り組む。

<sup>5</sup> 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）。

<sup>6</sup> 工事・製造その他の請負契約において、最低の価格で申込みをした者が、その価格では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、その者が契約の相手方として適当か否かを調査し、不適当であると認める場合には、その者を落札者としてしないこととすることができる制度。

<sup>7</sup> 工事・製造その他の請負契約において、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、当該価格以上の価格で申込みをした者のうち、最低の価格で申し込んだ者を落札者とする制度。

<sup>8</sup> 令和7年4月22日閣議決定。

<sup>9</sup> 義務的経費への対応、地方財政計画への計上及び地方財政措置の実施を含む。

<sup>10</sup> 関連する資格を有する者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行うことを含む。

<sup>11</sup> 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）。

<sup>12</sup> 令和5年11月29日に、内閣官房及び公正取引委員会が策定・公表。

<sup>13</sup> 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）。

<sup>14</sup> 特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館、日本弁理士会及び中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知的財産の観点から支援する枠組み。

<sup>15</sup> 都市部の経営人材が、副業・兼業の形式で週に1回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること。

<sup>16</sup> 事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継の在り方については今後も検討する。

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー<sup>17</sup>の育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

この他、(2)に記載する取組を含め、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」<sup>5</sup>に基づく取組を進める。

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県のような取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組む、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

## (2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

1990年代のバブル崩壊以降、経済全体が力強さを欠く中で、企業はコストカットを迫られ、既存の雇用を維持しつつ人件費を抑制し、また、非正規雇用労働を採用した結果、労働生産性の変化が的確に反映されず、賃金全体が伸び悩んだ。人手不足の深刻化が見込まれる中、成長型経済への移行を確実なものとするためには、労働者一人一人の雇用の質・労働生産性を向上させるとともに、労働市場の流動性を高め、我が国経済全体の生産性向上と持続的な賃上げにつなげていくことが求められる。

<sup>17</sup> デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー。

新しい資本主義の  
グランドデザイン及び実行計画  
2025年改訂版

令和7年6月13日

生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。

公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、令和7年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

未来を担う子供たちの命と育成を支える重要な役割を果たす保育士・幼稚園教諭等の方々の処遇改善は極めて重要である。しかしながら、保育士・幼稚園教諭等の処遇は全産業平均と比べ低い状況に置かれている。平成25年度以降、累計で約34%の処遇の改善を図ってきているが、引き続き、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について目標として掲げた他職種と遜色ない処遇の実現に向けて、「こども未来戦略」に基づき、更なる処遇改善を進めていく。

介護、障害福祉、保育における令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。

## 5. 最低賃金の引上げ

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている<sup>14</sup>。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な

取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

### **Ⅲ. 投資立国の実現**

2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。

このためには、国内経済で回り始めた賃上げと投資の循環の動きをより強固なものにするために、海外市場とこうした循環を結び付けることによって、グローバル市場で稼ぐ力を強化していくことが重要である。

経済産業省の試算によると、国内投資拡大に向けた足下の官民の取組を継続し、2030年度135兆円・2040年度200兆円という新たな官民国内投資目標を実現することができれば、人口減少下でも拡大する内需が成長をけん引するとともに、不確実性が高まる国際環境の中においても世界にとって不可欠な製品・サービスの輸出が拡大することがあいまって、2040年度に名目GDPは約1,000兆円となるなど、中長期的な経済成長を実現していくことが可能になる。

この将来見通しの実現のため、GX、DX（AI・データ）等の次世代投資（研究開発やソフトウェア、ロボット・通信機器等）を1.8倍にするべく、製造業では、GX・革新技術による差別化や、DXによるサービス化等を通じ、新需要の創出、高付加価値化を実現する。また、情報通信業・専門サービス業では、新需要の開拓等を通じ、新たな付加価値を創出する。加えて、エッセンシャルサービス業は、省力化設備・サービスを駆使するアドバンスド・エッセンシャルサービス業への変化を図る。

このためにも、「金利のある世界」に移行し、国際的な不確実性が高まる中でも、企業が保有する現預金を積極的に国内で波及効果の大きな投資に振り向けるよう、企業統治改革、資本市場改革に加え、思い切った償却措置による投資促進策など諸外国の措置・動向も踏まえつつ、予算・税制によるインセンティブ措置も含めた、企業からの国内投資を引き出すための大胆な方策を検討する。

あわせて、こうした産業構造の変化に応じた人材需要を踏まえ、各産業における生産性向上・省力化の取組、人材育成の取組等を政府全体で総合的に推進する。

これらを含め、200兆円の目標の実現を見据えた国内投資喚起とグローバルサウス等の需要取り込みのための「輸出拡大・多角化支援パッケージ」として、以下の取組を進める。

#### **1. 中堅企業の創出・成長加速**

国内に9,000者存在している中堅企業は、設備投資、人的投資、賃上げの全ての側面で、国内経済の成長と地方創生のけん引役となるポテンシャルを有している<sup>15</sup>。賃上げにつながる設備投資の支援に加え、世界市場の中でオンリーワンの製品・サービスを抱える中堅企業の輸出や研究開発を大胆に後押しする施策を具体化し、中



紀商工令7第35号  
令和7年6月12日

和歌山地方最低賃金審議会 会長様

紀州有田商工会議所  
会頭 川端 隆

## 最低賃金に関する要望について

初夏の候、貴職ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素は商工会議所運営に格別のご協力を賜り誠に有難うございます。

さて、深刻な人手不足と物価高騰を背景に賃上げ圧力は高まっており、政府も最低賃金引き上げを重点施策に掲げています。多くの中小企業が賃上げに取り組んでいますが、「防衛的賃上げ」の割合は依然として高く、既に「賃上げ疲れ」との声も聞かれます。中小企業の自発的・持続的な賃上げに向けては、強力な支援が求められます。

また、労働力人口の減少が進む中、中小企業は「人が足りない、人が採れない」という厳しい状況にあり、政府が進める「円滑な労働移動」による人材流出への懸念も根強いことから、日本商工会議所では、中小・零細企業の実態を踏まえた公的な職業紹介・職業訓練の抜本強化とともに、限られた人員で成長を実現する「少数精鋭成長モデル」への自己変革（省力化・育成・多様化）に対する支援について要望活動を行っています。

こうした中、最低賃金については地方最低賃金審議会において中央が示す目安額を上回る引き上げが相次ぎ、2年間で全国加重平均94円の大幅な引き上げとなりました。法定三要素（生計費、賃金、企業の支払い能力）のうち生計費（物価）と賃金が上昇局面に入る中で、ある程度引き上げは必要と考えられますが、中小・小規模事業者の経営や地域経済に与える影響については、十分注視が必要です。

最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、法の主旨に則った審議決定が求められることは言うまでもありません。

こうした認識のもと、2025年度の和歌山地方最低賃金審議にあたり、次の内容を要望致します。

## 1. 最低賃金制度の適切な運用を

最低賃金は物価高騰に加え、隣県との競争過熱もあり、2年間の合計で加重平均94円の引き上げが実施され、影響を受ける中小、零細企業の割合も高まっています。こうした中、国は最低賃金引き上げを加速し、全国加重平均1,500円の目標達成時期を2030年代半ばから2020年代に前倒しする意向を示しています。

わが国経済がデフレから脱却するには、地方・中小企業を含む自発的・持続的な賃上げの実現が重要であり、その結果として最低賃金が引き上げられるのであれば望ましい。最低賃金は働く人の生活を守るセーフティネットであり、赤字企業も例外なく適用されます。実態を踏まえない大幅な引き上げとなれば、中小・零細企業の経営や雇用、地域経済への影響が強く懸念されます。

地方の中小・零細企業の賃上げは、産業振興と企業の稼ぐ力の強化、生産性向上と価格転嫁の推進等により実現されるものであり、最低賃金を賃上げ政策の道具として用いることは適切ではありません。

地方最低賃金審議会においては、「目安額ありき」、「引き上げありき」でなく地域の経済実態を十分踏まえた議論をお願い致します。

## 2. 改定後の最低賃金対応するための十分な準備期間確保を

例年、地域別最低賃金は、各都道府県の地方最低賃金審議会での改定決定後、ほとんどの都道府県で10月1日前後に発効するプロセスとなっています。違反すれば罰則を伴う制度であり、最低賃金引き上げの影響を受ける労働者が増える中、各企業は2か月程度で対応せざるを得ず多くの中小企業から負担増の声が聞かれます。

また、年度途中での賃上げに伴う価格転嫁も容易でなく、原資の確保に向けても各企業の十分な準備期間を確保することが必要となります。こうした状況を踏まえ、改定後の最低賃金については、指定日発効等により年初めまたは年度初めの発効をお願い致します。

## 和歌山地方最低賃金審議会小委員会運営規程（改定案）

### （規程の目的）

第1条 この規程は、和歌山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し、審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

### （小委員会の審議事項）

第2条 小委員会は、審議会の付託事項について、審議を行うものとする。

### （組 織）

第3条 小委員会の委員は9人以内とし、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

### （委員長）

第4条 小委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選任する。
- 3 委員長は、会務を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

### （会議の招集）

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が必要と認めたときのほか、審議会長（以下「会長」という。）又は、委員の3分の1以上から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は会長が招集する。

- 2 前項の規定により会長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに委員長に通知しなければならない。
- 3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、会長に通知するものとする。
- 4 会議は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各側委員1人以上を含む過半数の出席により開催するものとする。

### （委員の欠席）

第6条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への

出席に含めるものとする。

- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知するものとする。

#### (会 議)

第7条 委員長は会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。

#### (会議の公開)

第8条 会議は、原則として非公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

#### (議事録及び議事要旨)

第9条 会議の議事については、議事録~~及び議事要旨~~を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として非公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、委員長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するもの要旨は、原則として公開とする。

#### (報 告)

第10条 委員長は、会議の審議結果について、速やかに審議会に対して報告するものとする。

#### (雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、小委員会の議決に基づいて行う。

#### (規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行う。

#### (附 則)

この規程は平成20年6月14日から施行する。

一部改正 令和3年8月2日

一部改正 令和7年8月 日



和労発基 0714 第 1 号  
令和 7 年 7 月 1 4 日

和歌山地方最低賃金審議会  
会長 廣谷 行敏 殿

和歌山労働局長  
中山 始

和歌山県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、和歌山県最低賃金（昭和 55 年和歌山労働基準局最低賃金公示第 8 号）の改正決定に関して、同法第 10 条第 1 項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版（令和 7 年 6 月 1 3 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。